

## 平成25年第2回中頓別町議会定例会会議録

### ○議事日程（第1号）

平成25年6月17日（月曜日） 午前 9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて  
(中頓別町税条例の一部を改正する条例3月31日専決処分)
- 第 7 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて  
(中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例3月31日  
専決処分)
- 第 8 報告第 2号 平成24年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につ  
いて
- 第 9 報告第 3号 中頓別観光開発株式会社の経営状況報告について
- 第10 報告第 4号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告について
- 第11 一般質問
- 第12 議案第40号 中頓別町子宮頸がん・インフルエンザ菌b型(Hib)及び小児  
用肺炎球菌予防接種費用助成に関する条例の廃止について
- 第13 議案第41号 戸籍事務の一部委託に関する協議について
- 第14 議案第42号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 第15 議案第43号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 第16 議案第44号 平成25年度中頓別町一般会計補正予算
- 第17 議案第45号 平成25年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算
- 第18 諮問第 1号 人権擁護委員候補者に対する意見について
- 第19 諮問第 2号 人権擁護委員候補者に対する意見について
- 第20 選挙第 1号 選挙管理委員会委員補充員の選挙について
- 追加日程第1 発議第 4号 地方交付税削減に反対する意見書(案)
- 第21 閉会中の継続調査について

### ○出席議員（8名）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 宮崎泰宗君  | 2番 細谷久雄君  |
| 3番 本多夕紀江君 | 4番 東海林繁幸君 |

5番 星川三喜男君  
7番 柳澤雅宏君

6番 山本得恵君  
8番 村山義明君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野邑智雄君
教育長	米屋彰一君
総務課長	和田行雄君
総務課主幹	藤井富子君
総務課主幹	神成和弘君
まちづくり	遠藤義一君
推進課長	中原直樹君
産業建設課長	山内功君
産業建設課技術長	角川拓雄君
農業委員会会長	平中敏志君
産業建設課主幹	小林生吉君
保健福祉課長	吉田智一君
保健福祉課参事	内田貞代君
教育委員長	青木彰君
職務代理者	小林嘉仁君
教育次長	柴田弘君
会計管理者	大川勝弘君
国保病院事務長	
自動車学校長	

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	高井秀一君
議会事務局書記	田辺めぐみ君

◎開会の宣告

○議長（村山義明君） ただいまから平成25年第2回中頓別町議会定例会を開会します。  
(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○議長（村山義明君） 直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程については、お手元に配付した議事日程第1号のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村山義明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員につきましては、会議規則第125条の規定により、4番、東海林さん、5番、星川さんを指名します。

◎議会運営委員会報告

○議長（村山義明君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。  
議会運営委員会委員長の報告を求めます。  
東海林さん。

○議会運営委員長（東海林繁幸君） おはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。

平成25年第2回中頓別町議会定例会の運営に関し、6月3日、6月7日に議会運営委員会を開催いたしました。その内容を報告いたします。

1、会期について、本定例会の会期は本日6月17日から6月18日までの2日間といたします。なお、会議に付された事件が全て終了した場合は、会議規則第7条の規定により、会期を残し閉会といたします。

2、一般質問について、通告期限内に通告したのは6議員であります。質問事項の重複は見られなかったです。

3、町長提出議案の取り扱いについて、いずれも本会議で審議いたします。

4、本日の議事日程は、議事日程第1号のとおりであります。

5、閉会中の郵送による陳情2件、要望5件について、全議員に写しを配付し、発議希望者を募る取り扱いといたしましたが、発議者はなく、議長預かりといたします。

6、選挙管理委員補充員の選挙は、選挙権を有する者で人格が高潔で政治及び選挙に関し公正な識見を有する者から議長による指名推選で選出いたします。

7、テレビ中継について、本日の会議開始から一般質問終了時まで、役場町民ホールと町民センターに設置されたテレビに議場から中継を行います。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（村山義明君） これで議会運営委員会報告は終了しました。

◎会期の決定

○議長（村山義明君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告のとおり、本日6月17日から18日までの2日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日6月17日から18日までの2日間とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（村山義明君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長一般報告及び6月5日、札幌市で開催された北海道町村議会議長会第64回定期総会報告、監査委員の例月出納検査報告、議員派遣の件、教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書など、お手元に印刷配付のとおりでございますので、ごらんの上、ご了承願います。

これにて諸般の報告は終了しました。

◎行政報告

○議長（村山義明君） 日程第5、行政報告を行います。

町長から報告の申し出がありますので、これを許します。

野邑町長。

○町長（野邑智雄君） おはようございます。平成25年第2回中頓別町議会定例会を招集いたしましたところ、大変お忙しい中、議員の皆さん方におかれましては全員の出席をいただきましたことにまずお礼を申し上げたいと思いますし、また農業委員会の会長さん、教育委員会の委員長さんにつきましては大変ご多忙中のところご出席をいただきましてありがとうございます。

それでは、私から行政報告3点についてご報告をさせていただきたいと思います。まず、1点目は、光通信網の整備についてでございます。光通信網整備につきましては、昨年11月下旬に株式会社N T T東日本北海道旭川支店長に対し要望を行ったところ、「当町市街地をエリアとした地域に対して220件以上の利用者が見込まれば光通信網を整備したい」との回答をいただき、本年1月に町商工会青年部を中心に「フレッツ光を誘致する会」が設立され、2月より利用加入者確保に向けて積極的な取り組みが行われた結果、4月末には目標であった220件をクリアーすることになり、5月21日、役場大会議室において「中頓別町の光回線整備に関する要望書」を株式会社N T T東日本北海道旭川支店長に提出をいたしました。支店長より、「本日の要望を踏まえて今年の雪が降る前には中

頓別市街地において光回線が利用できるよう整備を進めたい」との考えが示されたことをご報告を申し上げたいと思います。

2点目でありますけれども、行方不明者捜索についてであります。6月7日夕方5時過ぎに消防支署を通じ、敏音知地区においてタケノコとりで行方不明の町民1人が発生したとの一報が入り、急きょ捜索隊を編成し、職員33名を現地に派遣、道警ヘリコプターが巡回する中、枝幸警察署長の指揮の下に私を先頭に町職員、消防職員・団員などが日没まで捜索に協力いたしました。この日は発見に至りませんでした。翌8日朝5時から町職員34名のほか枝幸警察署員、消防署員・団員、一般町民ら約100名体制で捜索を再開したところ、午前5時23分、若干の衰弱はあるものの自力歩行で沢を下る行方不明の方を無事発見、保護いたしましたので、ご報告をいたします。

3点目は、国保病院長の交代についてであります。伊藤院長は、平成22年6月から勤務され、医療及び看護の質の向上等にご努力をいただきましたが、一身上の都合により6月末日をもって退職されることになりました。なお、後任につきましては、6月1日付で柴中光一医師、57歳でありますけれども、経歴は以下に書いてあるとおりであります、を採用いたしましたので、ご報告を申し上げます。

以上、3点についてご報告申し上げ、なお一般行政報告につきましては印刷物でご承知おきをいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（村山義明君） 引き続き教育委員長職務代理者から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。

内田教育委員長職務代理者。

○教育委員長職務代理者（内田貞代君） おはようございます。教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に基づき、平成24年度中頓別町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書を5月31日付で議会に提出したので、報告します。

以上です。

○議長（村山義明君） ただいまの行政報告について質疑はございませんか。

柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 町長の行政報告で、2番目の行方不明者捜索についてですけれども、何事もなく、無事自力で出てこられたので、大変よかったなと思うのですけれども、若干気になるのが消防署員や団員、こういう方々の協力で事なきを得てはいるのですけれども、組織としては町とは別個のものになるのかなと思うので、そこら辺の指揮というか、指揮系統、そういうものがどうなるのかなというのがちょっと気になったのです。

それから、今回は早く見つかったので、本当によかったと思うのですけれども、これが2日、3日と長引いたときに、前例として自衛隊の協力を得たこともありますし、それが

らそれに伴っておのずとやっぱり経費等もかかるようになると思うので、そこら辺の裏づけとなるようなものが整備されているのかどうか、その点についてちょっとお聞きしたいと思うのですけれども。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） まず、前段のほうでありますけれども、消防団、消防支署につきましては私が指揮命令する権限はありませんので、協議、協議というか、行方不明者の捜索に当たっては私が町の職員の代表として町の職員の指揮をする、消防の職員については支署長が指揮をすると、それから団員については団長が指揮をすると、そういう三者三様の指揮命令権があるわけでありまして、それはその3者が合同で打ち合わせをして、それぞれ指示をします。当然行方不明者の捜索でありますから、基本的には枝幸警察署の署長の指揮のもとに我々が協力をして捜索に当たると、こういう体制を組んで、それぞれの指揮命令権にある職員についてそれぞれのトップが指揮をして捜索をしたと、こういうようなことでありまして、当然場所、場所についてもその指揮命令、言えばここの範囲からここの範囲まで捜索をするという場合に、私は町の職員に対して町の職員はここからここまでと。当然支署は支署として、また団は団として範囲を決めて捜索に当たると、こういうことであります。特に今回の場合については、基本的には沢から沢までの間を捜索をするという警察署長の指示に基づいて配置をして捜索をしたと、こういうことであります。

また、2点目の関係については、私どもも警察も消防団も午前中までは私ども町民が主体となって全員で捜索をして、そうして昼までに見つからない場合については自衛隊に要請をしなければならないのではないかと、こういうような話もしておりました。当然自衛隊に派遣を要請する場合については総合振興局を通して要請をする形になりますので、そのもの自体については必ずどこを通してどういうぐあいに行くということは決められていますから、その指示に基づいて私たちが要請をすると、こういうことになろうかなと思います。

○議長（村山義明君） 山本さん。

○6番（山本得恵君） 光回線についてですけれども、当初市街地をエリアとして行うというふうになっておりますけれども、将来今後各地区沿線等まで可能性があるのかどうかお尋ねをしたいと思います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 市街地外の地域についてもNTT東日本旭川支社の支店長さんについては私たちはお願いをしたいという話はしておりますけれども、言えばその場合についても恐らく利用件数がどのぐらいあるのかと、また利用件数をクリアできるのかどうかと、そういう問題は必ず出てくるだろうと思います。しかしながら、NTTさんも全道を網羅したいという意向を持っていますから、そういう意味では将来的にはそういう方向性でお願いをするということについて間違いなくNTTさんもその方向性を持っているものと、こういう認識はしているところであります。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 先ほどの質問なのですけれども、3者がそれぞれの組織を指揮をとるというのはわかったのですけれども、こういう非常時のときには何がかにがということとは二の次三の次になって、まずは人命救助というのが最大の目的になるわけで、そのことはわかるのですけれども、三者三様に指揮をとるというのにちょっと違和感というか、不合理だなという気がするのだ。だから、簡単に言えば町長がそこら辺を総括的に指揮を、実質的にはそうなるのでしょうかけれども、そういう総括的に指揮をとって、3者に協力をしてもらうというような、そういう構図にしたほうがわかりやすいというか、それぞれの組織のトップが動かないということはある得ないけれども、動かなかつたら結局その組織をどう協力なり、活用、活用というか、協力してもらえるのかなという気がちょっとするのだ。3者がどこでどう集まるかというのが、ではそこは誰が決めるのだという気がちょっとするので、そこら辺何とか整理するようなことはできないものかお聞きしたいと思います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 人命救助とか行方不明者の捜索というのは、基本的には警察にお願いをします。ですから、指揮の基本的なことをやるのは警察なのです。だから、その指揮に基づいて私どもが協力体制を組んでいくと。当然協力体制というよりも実質的に参加をして、町民の生命を確保すると、こういう形でありますから、ただ警察が来る前にそしたらどうするのだと、黙って見ているのかと、ちょっとそういうわけにもいきませんから、少なくとも行方不明の今回のような事案については、家族からどの辺に入ったのですかだとか、どの辺までタケノコをとりに行っているのですかだとか日常的なそういう話、または病気を持っているのですかだとかそういうことを聞きながら、言えば前段の対応をしていくと。当然行方不明になるような場所でもありますから、ばらばらに入って指揮が乱れてしまうと当然また第2次の被害が出る可能性もあると。そういうものからいくと慎重に対応していく。1分1秒を争うというものではないと、そういう考え方を持って、枝幸警察署の指示に基づきながら、それぞれ協力をしながら捜索に当たると、こういうことになろうかなと思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 教育委員長職務代理者さんがお越しですので、ちょっと伺いますが、実はさきに配付いただいた平成24年度中頓別町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書、さきにいただいたのですが、私としてもなかなかみんな読み切れないというぐらい分厚い内容で、それぞれの評価をし、課題を見つけてはいるのですが、そこでこれを外部評価の5人の皆さん、95ページを見ますと事前配付を含めて3回程度お集まりいただいているのでしょうか。ただ、1回しか外部評価委員の意見集約がされていないという、この現実、この状況、この膨大な資料の中でどんな評価をされたのかなというのがちょっと疑問なのです。さらに、ここでは修正とあります。どんな点が修正されたのか

おわかりいただけたら内容をお知らせいただきたいのと、ちょっと疑問に思ったのはこれだけの内容のものがこの程度の開催で評価できるものなのかなという疑問に対して答えていただきたいと思います。

○議長（村山義明君） 米屋教育長。

○教育長（米屋彰一君） 私のほうからお答えしてよろしいですか。

まず最初に、修正の部分ですけれども、これは文言等の修正ということでご理解をいただきたいと思います。

それから、外部評価の部分で、確かに回数的には少ない部分は否めないところなのですが、何かと委員さんもお忙しい中お集まりいただくということで、資料については事前配付をもって、忙しい中ではありますけれども、それを読んでいただいた上で会議に臨んで、さらにそれを煮詰めた上でもう一回バックしまして確認をさせていただいているという中身でございます。さらには、実際にはそのほかの、前回もお話が出たところでございますけれども、学識経験者、例えば大学の教授だとかという部分もお話があったかと思うのですが、それらにつきましてもまだ決定ではないのですけれども、この間実は宗谷教育局の方ともお話をする会議がございまして、その中で何とか宗谷教育局としての意見、中頓別町のこの行政評価に対して何か意見をいただけないかというお話等もさせていただいたところですよ。

簡単ですけれども。

○議長（村山義明君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） それでは、質疑なしと認めます。

これで行政報告は終了しました。

#### ◎承認第1号

○議長（村山義明君） 日程第6、承認第1号 専決処分の承認を求める件（中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定3月31日専決処分）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（中頓別町税条例の一部を改正する条例平成25年3月31日専決処分）につきましては、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） おはようございます。よろしくお願いたします。それでは、専決処分についてご説明を申し上げます。

7ページから8ページをごらんいただきたいと思います。承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。



地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成25年6月17日提出、中頓別町長、野邑智雄。

次のページであります。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年3月31日、中頓別町長、野邑智雄。

中頓別町税条例の一部を改正する条例。

この条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）等が平成25年3月30日に公布されまして、4月1日から施行されることに伴い、町税条例の改正を速やかに行わなければならない、特に急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で専決処分を行い、同日公布をしたものでございます。

主な改正点でございますけれども、第1に個人住民税における住宅ローン控除の拡充及び期間の延長についてでございます。平成26年4月から実施されます消費税率の引き上げに伴う過度な駆け込み需要や反動減を抑制するために住宅ローン控除の対象期間を平成26年1月1日から平成29年末まで4年間延長しまして、その期間のうち平成26年4月1日から平成29年末までに住宅を取得した場合の控除限度額を所得税の課税総所得金額等の7%、最高13万6,500円に拡充するものでございます。なお、平成26年1月から3月末までの取得に関しましては、従前どおり所得税の課税総所得金額等の5%、最高9万7,500円とするものでございます。

わかりやすく申し上げますと、所得税の住宅ローン控除の適用者について所得税から控除し切れなかった額が出た場合、一定限度の範囲内で個人住民税、つまり町民税のほうから控除をするということでございます。この措置がとられた場合、住民税が減収することになりますので、その場合についてはその分は減収の分は全額国費で補填をするという改正になっております。

2点目でございますが、納税環境の整備に関する改正でございます。国税の見直しにあわせまして地方税に係る延滞金、還付加算金の利率を平成26年1月1日から引き下げるものであります。延滞金の利率は、本則割合が納期限の翌日から1カ月は年7.3%、1カ月経過後は年14.6%というふうに定められております。ご承知のとおり市中金利が低金利で推移してございまして、これについては平成11年度から最初の1カ月に係る割合については特例基準割合が年7.3%に満たない場合はその特例基準割合とする措置を講じておりました。特例基準割合でございますけれども、前の年、前年の11月30日の日本銀行が定める基準割合、プラス4%のことをいまして、平成22年1月1日から延滞金については4.3%ということで変動がございました。今回の改正によりまして、特例基準割合を短期貸し出し約定平均金利プラス1%という改正になったところであります。その結果、現在の貸し出し平均金利を前提といたしますと、納期限の翌日から1

カ月の利率は年4.3%から3%、2カ月目からの利率は年14.6%から9.3%に引き下げられるという内容になっております。

それでは、税条例の改正内容につきまして新旧対照表でご説明をしたいと思います。14ページをお開きいただきたいと思います。中頓別町税条例。

第34条の7第2項の改正につきましては、寄附金控除についての改正でございます。第2項中、第314条の7第2項の次に「(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加えるものでございます。

第54条の改正につきましては、固定資産税の納税義務者等についての改正でございます。関連する他法令の字句の訂正にあわせまして、第5項中、「(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法(平成11年法律第198号)附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法(平成14年法律第130号)第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法(昭和49年法律第43号)第19条第1項第1号イの事業を含む。)」を削るものでございます。

次、15ページ、第80条の2の改正につきましては、号が1つしかありませんので、これを削って本文に溶け込ませたものでございまして、従来への誤りを改正したもので、今般の地方税法の改正と連動するものではございません。

16ページをごらんいただきたいと思います。第131条の改正につきましては、特別土地保有税の納税義務者等についての改正でございます。第54条の改正同様他法令の改正に伴い、第4項中の「(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業を含む。)」を削るものでございます。

16ページから17ページでありますけれども、附則であります。附則第3条の2は、先ほど申し上げましたが、延滞金の割合等の特例についての改正でございます。附則第3条の2中、「第52条」を削り、延滞金の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に改め、「その年中においては、当該特例基準割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を「その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)」に改め、同条に次の1項を加えるものでございます。

第2項、当分の間、第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の

規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とするという条項を加えるものでございます。

附則第4条であります。納期限の延長に係る延滞金の特例についての改正でございます。附則第4条第1項中、日本銀行法の次に「(平成9年法律第89号)」を加え、「(以下本項)」を「(当該期間内に前条第2項の規定により第52条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項)」に改め、「到来する場合には、」を「到来する場合における」に改め、「延滞金については」を「延滞金にあつては」に改め、「前条」を「前条第2項」に改めるものでございます。

18ページをごらんいただきたいと思います。附則第4条の2は、公益法人等に係る町民税の課税の特例についてでございますが、引用法令の改正にあわせて同項中の字句を改めるものでございます。条項中の第9項を全て第10項に改めるものでございます。

19ページをごらんいただきたいと思います。附則第7条の3の2は、住宅ローン控除の拡充及び期間の延長についてでございます。住宅ローン控除を平成29年末まで延長したことによりまして、条項中の「平成35年度」を「平成39年度」に、「平成25年」を「平成29年」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に改めるものでございます。

附則第7条の4は、寄附金税額控除における特例控除額の特例についての改正でございますけれども、引用条例の改正にあわせまして条項中の附則第5条の5第2項の次に「(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加えるものでございます。

20ページをごらんいただきたいと思います。附則第17条の2は、優良住宅地等の造成等のため土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例についての改正でございますが、引用条項の改正にあわせまして第3項中の「又は第37条の9の2から第37条の9の5まで」を「、第37条の9の4又は第37条の9の5」に改めるものでございます。

附則22条の2は、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例についての改正でございますが、この改正によって関連する他の附則条例にも本特例措置が適用されるものでございます。まず、見出し中の「延長」を「延長等」に改めます。

同条第1項の全文を改めるもので、その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。)から21ページの次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用すると改めるものでございます。

別表につきましては、21から22ページのとおりでございます。

また、23ページであります。同条第2項中、「前項の規定は、同項」を「前2項の規定は、これら」というふうに改め、「前項」を「これら」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加え、2項といたします。第2項は、東日本大震災により居住用の家屋が焼失し、居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者の相続人についても第1項の規定を適用する旨の改正内容でございます。22、23ページに記載した改正案の規定のとおりでございます。

附則第23条は、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例についての改正でございます。地方税法の引用条項の改正にあわせ、第1項中、「附則第45条第3項」を「附則第45条第4項」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「附則第5条の4の2第5項」と、「」を「附則第5条の4の2第6項」と、「」に改めるものでございます。

同条第2項中、「第13条の2第1項から第5項」を「第13条の2第1項から第6項」に、「附則第45条第4項」を「附則第45条第5項」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「適用される法附則第5条の4の2第5項」を「適用される法附則第5条の4の2第6項（法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改めるものでございます。

25ページをお開きください。続きまして、附則についてでございますが、附則第1条によりこの条例は、平成25年4月1日から施行いたします。ただし、同条第1号により延滞金に関する特例、公益法人等に係る町民税の課税の特例、優良住宅地等の造成等のため土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る特例、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例につきましては、平成26年1月1日から施行いたします。

また、同条第2号においては、附則第7条の3の2で規定する住宅ローン控除の拡充及び期間の延長、第23条の改正で規定する東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等特別控除の期間の延長については、平成27年1月1日から施行することと規定しております。

附則第2条は、延滞金に関する経過措置を規定するものであります。改正後の町税条例附則第3条の2の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によるものいたします。

附則第3条であります。町民税に関する経過措置を規定しております。同条第1項により新条例附則第4条の2で規定する耐震基準適合住宅に係る耐震改修については、平成26年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成25年度までの個人の町民税については、なお従前の例によるものいたします。

同条第2項においては、新条例附則第22条の2第2項で規定する東日本大震災により居住用の家屋が焼失し、居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者の相続人が平成25年1月1日以後に行う土地等の譲渡について適用するものであります。

同条第3項においては、新条例附則第23条で規定する東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等特別控除の期間の延長について平成27年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成26年度までの個人の町民税については、なお従前の例によるものいたします。

附則第4条においては、固定資産税に関する経過措置を規定しております。同条第1項により新条例の規定中、固定資産税に関する部分は別段の定めがあるものを除き、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成24年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものいたします。

同条第2項においては、新法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅に係る改修に要した費用の額が30万円以上50万円以下の耐震改修に係る契約が平成25年4月1日前に締結され、同日以後に当該耐震改修が完了する場合における新条例附則第10条の3第6項の規定の適用については、同項中「書類及び」とあるのは「書類及び当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類並びに」というふうにするものでございます。

以上で承認第1号の専決処分理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより承認第1号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分の承認を求める件（中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定）は承認することに決しました。

#### ◎承認第2号

○議長（村山義明君） 日程第7、承認第2号 専決処分の承認を求める件（中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定3月31日専決処分）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例平成25年3月31日専決処分）につきましては、保健福祉課、吉田参事に説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（吉田智一君） それでは、説明させていただきます。

27ページをお開きください。承認第2号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成25年6月17日提出、中頓別町長、野邑智雄。

28ページをお開きください。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年3月31日、中頓別町長、野邑智雄。

中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例です。

36ページをお開きください。改正の要旨です。地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が平成25年3月30日に公布され、平成25年4月1日に施行されたことから、町議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき平成25年3月31日付で本条例を専決処分により改正したものです。なお、今回の条例改正にあわせ、改正前の条例において条文等にあった不備についても改正を加えております。

主な改正点につきましては、1つ、国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者と同一世帯に属する国民健康保険の被保険者の属する世帯の国民健康保険税について移行後5年目までの間の世帯別平等割額の2分の1を軽減する措置に加え、移行後6年目から8年目までの間においても世帯別平等割額の4分の1を軽減する措置を講ずることです。

2つ目としまして、国民健康保険税の軽減措置に係る基準額等の算定において国民健康保険から後期高齢者医療に移行後5年目までの間に限り当該移行した者を含めて算定することとしている措置を恒久化することです。

31ページをお開きください。新旧対照表に基づいて説明させていただきたいと思えます。第5条の2、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額についてですが、第5条の2第1号中、「の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日」を削り、属する世帯の次に「であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの」を、第23条において同じ。）の次に「及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。）」を加え、同条第2号の次に第3号、特定継続世帯1万6,500円を加えるものです。

第7条の3第1号中、「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同条第2号の次に第3号、特定継続世帯5, 250円を加えるものです。

32ページです。25条第1項第2号、イの①から⑤までを削り、同号イに(ア)から(オ)を加えるものですが、これにつきましては①から⑤を(ア)から(オ)に改め、条文の内容については変更はございませんが、各条文の法律にそれぞれ法令番号を加えたものであります。

34ページをお開きください。第28条中、中頓別町税条例の次に、これも条例番号がありませんでしたので、「(昭和37年条例第8号)」を加えるものであります。

附則のほうですが、附則第1項に見出しがついておりませんでしたので、見出しとして施行期日を付するものであります。

同じく附則第16項中ですが、「附則第44条の2第3項」を「附則第44条の2第4項及び第5項」に、「第36条」を「第35条第1項」に改めるものであります。

29ページから30ページになりますが、附則です。施行期日、30ページですが、第1条、この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第16項の改正規定は、平成26年1月1日から施行する。

適用区分、第2条、次項に定めるものを除き、改正後の中頓別町国民健康保険税条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

2、新条例附則第16項の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(村山義明君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本多さん。

○3番(本多夕紀江君) 36ページの改正の要旨というところを見て伺いますけれども、主な改正点の3行目のところに2分の1を軽減する措置に加え、移行後6年目から8年目までの間においても平等割額の4分の1を軽減する措置を講ずるというふうに書いてあるのですけれども、これは移行後5年目までの2分の1軽減であったものを6年目からは4分の1軽減に変わるということなのでしょうか、それとも2分の1軽減にさらに加えて4分の1を軽減する、軽減率がこれは拡大するといえますか、軽減率が高くなるといえますか、それとも減るということなのですか、どちらなのでしょう。

○議長(村山義明君) 吉田保健福祉課参事。

○保健福祉課参事(吉田智一君) これにつきましては、加えということ考えていただければよろしいと思います。5年目までは2分の1そのまま継続で、6年目から新たに4分の1を加えるという。

(何事か呼ぶ者あり)

○議長（村山義明君） ちょっともう一回説明してください。

○保健福祉課参事（吉田智一君） 5年目までは2分の1軽減をずっとしているのですが、その軽減は5年目で終わりなので、6年目からは4分の1軽減をしますということになるのです。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 今までは、今の方はというか、今この特定世帯に当てはまる方は平等割額2分の1軽減ということだけでも、今後26年からですか、特定世帯になる人は軽減率が4分の1に下がるということだと思っております。軽減率が2分の1から4分の1に下がる、しかし期間は延長すると、そういうことだと思っております。それで、これはそういう特定世帯に属することになった人にとっては負担増ということになるのだと思っております。その軽減措置に必要な財源は、今の2分の1軽減もそうですけれども、この4分の1軽減に移行してから軽減措置に必要な財源というのはどこから出て、どういうふうに賄われるのでしょうか。

それと、この4分の1軽減措置を恒久化することとありますが、この措置が続いた場合、そして後期高齢者医療制度というのが続いた場合について、町のほうでは国民健康保険への影響についてどういう試算をしておられますか。2点伺います。

○議長（村山義明君） 答弁調整のために暫時休憩します。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時29分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を再開します。

吉田保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（吉田智一君） 申しわけありません。

財源の関係ですが、このことに関して具体的にまだ国のほうから通知等来ていないものですから、今の時点では試算としての計算はしておりません、まず1点としまして。

先ほどの5年、6年ということは、5年目までは2分の1、それは今までと同じ扱いですけれども、6年目以降については今まではもとに戻っていたものを4分の1で改めてやりますということですので、減るということではないと思っております。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 減るとかふえるとかという言い方だと非常に曖昧なので、これを払う人の立場に立って、世帯平等割額ですか、これを払う人の立場になったら、払う分がふえるのか、今までより安くなるのか、保険料が、その言い方で払う人の立場に立ってお答えください。今まで2分の1だったのが4分の1に今度縮減率が減るのだよ、縮減率が減るということは負担がふえるということだと思っておりますが、そこのところをはっきりとご説明願って、あと今までの軽減措置、2分の1軽減措置、かなりな金額の影響があっ



たと思うのですけれども、その必要な財源、これからはともかくでなくて、これからも大事ですが、今までその財源がどういうふうになっていたのか、それはおわかりにならないのでしょうか。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（吉田智一君） 払う方、納税者に対しての負担額というのは減ります、5年目以降。今まで5年目までは2分の1で、5年目以降は満額というふうに考えていただければいいと思いますが、それが6年目から8年目は4分の1を軽減しますということになりますので、納税者としては負担は減るというふうに考えていただければいいと思います。

それと、財源のほとんどは、今までもそうですけれども、調整交付金の中で今までも出ていましたので、今後もそういう形になるとは思っていますが、どういう負担割合になるという通知がまだ来ていませんので、そこまでは試算をちょっとしていませんでしたということでご理解いただければと思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） なかなか年をとるとよく理解できないというか、悪い癖があるのだけれども、私ごとになりますけれども、ちょうど時期なのです。それで、わかりやすく聞きたいと思うのですけれども、要するに先に移行するのは私の妻であります。後を追って私がまた移行するのですけれども、この場合は同時でもいいのですけれども、要するに移行した者について、これは残った者のことを言っているようのですけれども、移行した者についての変化はどういうことになるのですか。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（吉田智一君） 移行した者というのは、後期高齢のほうの計算だと思いますが、その分は特に今までとは変わらないです。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 変わらないのはいいですけれども、ではその残った、逆に言うと先に女房が移行し、その後私が残るといような形になったときに、私のことについての今内容だと思うのですけれども、この場合税額は変わるのですか、変わらないのですか。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） お答えが的確であるかどうかわかりませんが、まず最初の考え方でございますが、31ページをちょっと開いていただいて、一回整理したいと思いますけれども、31ページの下の方に（3）の前に（2）略というふうになっておりますけれども、要はこの額が幾らかというのが大体わかれば見えてくるのかなと思うのですが、この（2）が1万1,000円だと思うのです。それで、要するに2分の1軽減5年間ですが、その後新たに特定継続世帯というのができましたと。この1万1,000円に2万2,000円の本来の平等割額の4分の1を足したものが加わって1万6,500円という考え方だと思うのです。そういう考え方だと思うのです。ただ、特定継続世帯

というジャンルが新たにできましたので、その意味では納税者にとって軽減になるでしょうという説明をしているのだと思うのです。それがまず1点です。

それから、東海林さんのほうでありますけれども、医療給付費として国保に入っていた者が後期高齢者のほうへ行けば、当然税の計算方法も変わりますから変動を来します。医療費給付分のほうが下がって、後期高齢者のほうがそれなりの率で上がっていくという考え方になります。それで、再計算をされるということになりますので、そういうお考えでいっていただければと思います。

○議長（村山義明君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより承認第2号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号 専決処分の承認を求める件（中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）は承認することに決しました。

ここで議場の時計で10時45分まで休憩といたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時45分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

#### ◎報告第2号

○議長（村山義明君） 日程第8、報告第2号 平成24年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告を行います。

提出者から内容の説明を求めます。

野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 報告第2号 平成24年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） 1ページをごらんいただきたいと思います。報告第2号 平成24年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成24年度中頓別町一般会計繰越明許費繰り越し計算書を次のように報告する。

平成25年6月17日提出、中頓別町長、野邑智雄。

次のページであります。今回報告させていただきます事業につきましては、本年3月の第2回臨時会におきまして補正予算書の中で繰越明許費の設定をご提案させていただきました。ご承認をいただいているものでございます。平成24年度中頓別町一般会計繰越明許費繰り越し計算書、8款土木費、2項道路橋梁費で6丁目線交付金事業4,530万円、10丁目線交付金事業2,696万8,000円を平成25年度に繰り越したものでございます。なお、6丁目線交付金事業は5月8日に工事着手、10丁目線交付金事業につきましても4月19日に設計に着手をしております。いずれも速やかに完了を目指すものでございます。

以上、簡単ではございますが、繰越明許費繰り越し計算書の報告とさせていただきます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これにて本件は報告済みといたします。

#### ◎報告第3号

○議長（村山義明君） 日程第9、報告第3号 中頓別観光開発株式会社の経営状況報告を行います。

提出者から内容の説明を求めます。

野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 報告第3号 中頓別観光開発株式会社の経営状況報告について、まちづくり推進課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） 報告第3号 中頓別観光開発株式会社の経営状況報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、中頓別観光開発株式会社の経営状況を別紙のとおり報告する。

平成25年6月17日提出。

内容についてご説明をさせていただきます。同社の定時株主総会は、5月17日、ペンネシリ温泉で開催され、平成24年度、会社では第25期に当たりますが、事業報告、貸借対照表、損益計算書及び第25期監査報告が行われ、原案のとおり承認をされたところであり、また、同じく平成25年度、第26期の営業計画及び収支予算の審議も行われ、原案どおり決定をされたところであり、

それでは、平成24年度の決算内容についてご説明をさせていただきます。3—5ページをお開きいただきたいと思います。報告では、今期におきまして宿泊者数で前年比935名の減、入館者数で前年比2,400名を越える減少となり、これらの影響で売り上げ総利益で予算に比較いたしまして135万8,000円の減収となったところであり、一方一般管理費では経費の節減に努力するも最低賃金の引き上げや燃料費等の値上げによりまして328万6,000円の不足を生じる結果となり、収支の均衡を図るため資本金の一部から一時繰り入れによりまして処理させていただいたことに対し、この結果を大変重く受けとめ、次年度への反省と今後の経営に生かしていきたい旨が報告されたところであります。

3—8ページをごらんください。3—8ページ、損益計算書であります。純売上額が3,866万1,000円、これに対しまして売り上げ原価751万9,000円、販売費及び一般管理費が3,639万9,000円、営業外収益を含めた経常損失が434万8,000円余りで、これに法人税等を加えた442万9,489円が当期の純損失額という結果になっております。これに前期の繰り越し利益剰余金13万4,579円と株主資本金から429万4,910円を充当し、収支の均衡をとったところであります。

当期の損益の大きな要因でありますけれども、収入におきまして当初予算額の設定において大変厳しい状況を踏まえてある程度低目に宿泊者数や入館者数を設定して、入館料や宿泊料、飲料の売り上げ、売店売り上げを設定しておりましたけれども、それ以上に厳しい状況になったことにより143万9,000円の減となったところであります。特に前年度に比較しまして工事関係者の宿泊者数が激減したことと、それから町内における銭湯利用者の定着によりまして入館者数の減が大きな要因であるというふうに考えているところであります。

また、一般管理費では大きく3つの要因があると考えているところであり、1つは賃金において23年度でも最低賃金の引き上げはありましたけれども、最賃に抵触する職員のみ改定にとどめ、24年度において同じように14円の引き上げがあったことに伴いまして賃金の見直しをせざるを得ず、賃金支給額が賃金職員全体で月平均しますと約10万円程度増額になったことにより、予算額まで抑制し切れなかったことが挙げられると思います。

2つ目は、水道光熱費におきまして前年度実績に比べまして150万円ほど減額する1,000万円の予算額を設定してきたところであり、灯油の使用量そのものは前年度に比べまして約6,500リッター程度減少しましたが、灯油単価がアップしたことによりまして前年度に比べまして35万円程度の減額にとどまったこと、それからガス料金につきましても使用量の減を図ったところでありますが、24万円程度の減額となりましたけれども、水道料、それから電気料につきましてはほぼ同額となったことに伴いまして約50万円程度しか減額することができませんでした。これが2つ目の要因かと思われます。

それから、3つ目は、車両費におきまして入浴利用者等の送迎運行は前年度とほぼ同じ

であります。食材の過度の在庫を減らすことにより食材の無駄を省くため、食材等の仕入れ頻度が前年度と比較して多くなったことに伴いまして車両燃料の量の増と燃料単価のアップによりまして当初予定を上回ったこと、また23年度までは送迎車をリースしておりましたけれども、町のスクールバス、ワゴンタイプでありますけれども、この入れかえによりましてそのスクールバスを送迎車として利用することができるようになったことから、送迎のリースを解約したことに伴いまして新たに車検費用が必要となったことなどにより、車両費の予算額を大きく上回る結果になったことが要因であるというふうに考えているところであります。

3-1-1ページから3-1-3ページにつきましては、平成25年度、第26期の営業計画、損益計算書及び一般管理費であります。営業計画では、従前にも増しまして施設内の清潔感を高めるとともに、入館者確保に向けた送迎バスの運行を初め、道の駅ピンネシリで実施される自然めぐみフェアへの参加やピンネシリ温泉そば祭りの実施のほか、会食メニューの一新によりまして忘・新年会等会食の獲得に向けた営業活動に力を入れるとともに、職員の勤務体制の見直しのほか一般管理費総体の最大限の節約に努めていくという計画であります。

損益計算書では、こうした厳しい状況を見据える中、入館料、自販機の売り上げ、売店売り上げを前年比98%、食堂の売り上げを95%、会食、飲料売り上げを90%で設定をしております。宿泊、食事につきましては、4月1日より宿泊料金を6,000円から6,500円に500円アップに改定したことに伴いまして、前年比10%アップで計上させていただいたところであります。なお、同時に10月から4月において暖房料510円を徴収しておりますけれども、徴収しないこととして、年間通じて宿泊、食事を6,500円に設定をさせていただいているというところであります。

また、一般管理費におきましては、賃金、法定福利費において前年度決算額の90%に、水道光熱費につきましては93%に、その他の経費につきましては最大限節約するよう経費の抑制を図りながら、収支のバランスをとったものとなっております。いずれにいたしましても、3年連続でのマイナス決算と大変厳しい経営状況であり、職員一同収入増加と無駄を省く経費抑制に一層努めて、少しでも営業利益を上げて、取り崩した資本金を返済していくこととしているところであります。

なお、今後の経営によりましては、平成21年度の指定管理料100万円を留保させていただいておりますけれども、その部分につきまして今年度の指定管理料に一部上乗せをしていただくことも検討していかねばならないものというふうに考えているところであります。

以上、報告をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） ただいまの説明でも大変状況としては厳しいのかなという。それで、25年度もかなり92%だ、90%だというふうに計画の段階で前年度よりも経費を抑えて、そうしないと計画が立たないのかなという気がするのだけれども、それが本当にできるのかなという気がちょっとするのだ。24年度も収入もかなり厳しく見たにもかかわらず、それを上回る収入減ということになっているわけで、それでこれは町長にお聞きしたほうがいいのかなと思うのだけれども、資本金約半分取り崩しになっているので、現状のままで今後とも維持していくのかどうか。

それと、食材仕入れにかなり回数走って、燃料、車両費にかかったというには正直申し上げて余りにも会食するに当たってはちょっと寂しいなという、その材料を頻繁に走って買っているという、それもおかしいのではないかなと。だから、ちょっとそこら辺もう少し考え方を考えていただかないと、あの料理でお客さんに来てくださいといっても、正直申し上げて1回行ったらもういいわというような感じがするので、その食材に金がかかると思ったらそれもおかしいと思うので、今後のピンネシリ温泉のあり方についてどう考えているのかちょっとお聞きします。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） お答えをいたします。

ピンネシリ温泉は、本当にサービス業でありますから、収入自体は水ものであります。平成24年度の収入についても3,600万強の経費に対して町からの委託料は870万円ということで約25%ぐらい、4分の1ですから。そういう中で経営をしていくと。これは、大変これからは難しい状況だと思います。平成16年に900万円で指定管理というか、委託料にしたのです。それまでは2,300万から2,500万ぐらい町が出していたと。なぜこれ下げられたかという、当時の支配人の給料を月30万円に下げた、これがあります、一番大きな理由としては。それで、今870万円でありますから、町が財政健全化団体になって外部の監査を受けて、温泉だとか社会福祉協議会だとか、それから振興公社だとかの委託だとか補助金が多過ぎるよと、こういう指示を受けて、当時3%から3.3%ぐらいを削減をしたと、商工会の補助費もそうでありますけれども。それで、900万から870万円になってきていると。

ここ数年は、2年、3年ぐらい前から町内での工事も減ってきて、宿泊者も減ってきていると、そういう中で1つは宿泊の部屋にトイレだとか洗面所がない。結構個人の観光客が来て、トイレにウォシュレットついてますかだとか、そういう話があった中で、たまたま国からの交付金で、共同のトイレでありますけれども、ウォシュレットでトイレを直したということでもありますけれども、やはり今の観光客、家族の観光客についてはできるだけプライバシーみたいなものがあって、それぞれの部屋にトイレだとか洗面台がないということは、よその宿泊施設と比較をするとかなり宿泊者を確保するための条件としては悪い条件にあると。そういう中で経営をしてきていますから、私はこのまんま今のような指定管理料でやるということは大変難しい、そういう判断をします。しかしながら、あそ

こでパートも入れると十数名働いているのです。そういう雇用のことを考え合わせると、時代、時代に合った管理委託料にするのか、それとも本当にやめてしまうのか、この選択しかないだろうと思います。

それで、一つの例を申し上げますと、平成24年の指定管理のときに町外の会社が1件指定管理したいと、こういう話ありました。大新東という会社であります。今苫前の宿泊施設を経営している会社。その会社がうちに申し込みをしたのは、観光協会で行っているコテージや何かも全部含めてやりたいという考え方でありました。そして、温泉の部分だけでは1,050万円という指定管理料を上げてきました。うちが870万円ですから180万円違ったと、そういう関係もあって、今の観光株式会社の方に指定管理するのが好ましいだろうという判断で、平成24年の3月だと思いましたが、議会に提案をして議決をいただいてきたと、こういう経過があります。

しかしながら、24年度の赤字も約400万円台ありました。ことしも厳しい環境の、環境というか、経営状況になるだろうということで収入も抑えました。そして、役員会で話をしたのは、まずは11月から5月までは6,500円で暖房料も含めて宿泊料をいただいたと。それを通年6,500円にしようと、これが1つであります。それから、食堂の営業時間を11時から19時までにしてあったのを11時から14時までと、それから16時から19時までと、こういう中2時間を休もうと。それで、人件費を浮かそうと。それから、年末の休みを今までは30日から3日までしていました。これを宿泊者の少ない25日から3日までに延ばそうと、特に宿泊者のいないときと。それから、通年で第2月曜日と第4月曜日を休館にしていましたけれども、特に1月から3月までについては宿泊者も少ない、そういう関係で1月から3月までについては毎週月曜日を休みにしようと、こういうようなことで経費の削減を図ろうと、こういうようなことを役員会で決定をさせていただいて、ことしそういう方向性で1年間運営をしてみると、こういう方針を立てました。しかしながら、それによって収支がどうなるのかというのは、まだ完全に不透明であります。これから恐らくことしも北海道の最低賃金は上がるだろうと思いますし、ましてや円安の関係でこれからガソリン、軽油、灯油等の単価も上がるだろうと思います。そういう中を考え合わせると、ことしも大変厳しい状況の結果になるだろうという予想をしていますけれども、役員、それから従業員ともどもことし1年間さっき言ったような方針で頑張ってみよう、という考え方を持っていて今やっておりますので、ことし1年間の結果を見た中で、またいろんな考え方を持っていて、今後どうするのかということを検討していかなければならないだろうと、このように思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 私は、温泉については頑張ってもらっているなどと思って、ありがたいなと思っているのです。ただ、内容的に一々言えば、また柳澤議員が言ったような形も考えられます。宴会をやっても食材の品質を落としてというか、料理の内容を落として利益を上げたほうがいいのか、逆に言うと思ってもみなかったほどよかったという

評判を立てて、リピーターを期待したほうがいいのかというところもこれはやっぱり考えてもらわなければ困るし、今当町のそういった状況を見ると、市街ではほとんどそういった宴会、人数の20人以上の宴会はできない。言うなれば独占企業みたいなものなのです。それであれば、やはり市街地の料飲店についても結構批判は多いのですけれども、それでも温泉よりはましだという声は大分あるのです。だから、だとしたら今一番温泉はそういう場所としては適当として我々も認めているわけだから、内容的によくして、少なくとも柳澤議員に言われたようなこと、それから私もちょっと考えていたこともありまして、内容をよくしてやったほうがいいのではないかなというのが私の考え方1つ。

それと、町長、今説明を聞くと営業日数を減らして赤字を減らす、逆ではないですか、これ。少なくともことし正月に休んだ、あれで町民に相当評判悪かったです。みんな何で温泉あるのに浜頓別町に行かなければならないのだ、枝幸町に行かなければならないのだ、相当なことがありました。正月ですから、いろいろ家族も帰ってきて、何もないところだから温泉ぐらいというのが率直な住民の意見だったと思うのです。考え方だと思うのです。私もそう思いました。やっぱりこれはサービス業で、それは大変でしょう。暮れだ、正月だまで働かなければならない人の立場になると、それは休んでもらったほうがいいかもしれないけれども、営業的にいったらどうなのでしょう。宿泊はとめても温泉や食堂だけはあけるといような、これ逆でないかと思うのですが。であれば、営業日数を減らして利益、利益というより損失を少なくするというのだったらやめたほうがいいです、はっきり言うと。そうなりますでしょう。そうではなくて、私は870万のこの指定管理料自体をやはりもう考えてやらなければだめだと。1,000万円になっても、1,200万円になっても、当時、以前の状況から見たらまだまだよかったと思います。

前提で今までのことをちょっと申し上げましたけれども、昨日敏音知の山開きがありました。私は、せっかくだからということで、女房と行って温泉にも入ってきました。ところが、大変にぎわっていましたが、温泉は。私が今まで入ったのでは、温泉の浴室だけで18名いました。初めてだなと。ところが、中頓別町の方は私一人です。大体が町民にそういう協力的な意識が芽生えていたのに刈られてしまったというか、それが一番問題だと私は思うのです。少なくともきのうの山開きには中頓別町民の姿が本当に少ないなど。売っている人たちはみんな町民だけれども、集まっている人たちが少ないことは事実ですよ、見たら。ですから、私は温泉大好きですから、そしてあそこに町長も申されていましたが、十数人の従業員がいるということは、町にとっては大変大きな企業でもあるわけです。それを維持していくというやっぱり積極的な姿勢を見せたほうが逆にいいのではないかと思うのですけれども、ですからそのためには町民意識を変えていくということも大事な手がかりになるのかなと思うのですが、この考え方に町長どうお考えでしょうか、社長ですね。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） まず、初めの会食の関係でありますけれども、会食の関係につい



では私ども役員会のたびに支配人に料理悪くて評判悪いよと、これはもう何回も言っています。改善をしないとだめですよと、これを言っているのですけれども、ご承知のとおり利用している皆さん方が一番知っているような中身であります。これは、私だけが言っているわけではなく、役員からも、それから監事からも強く何回も言っておりますけれども、ことしになって、25年度になってどのような料理になっているのかというのはちょっと定かではありませんけれども、先月法事が2件ありまして、その人から話を聞いた中ではあんな程度かなと、こういう話がありました。中身を私は見ていないからわかりませんが、そういうような状況であります。

また、お正月の浴場の関係でありますけれども、3年間やってみた結果、本当に利用が少ない。そういうことで温泉からも31日、それから3日までもやっていた人数の報告等をいただいた中で、このまんまやっても働いている人たちの賃金も出ないと、こういうような話もあって、ことしはちょっと長く利用頻度の少ない時間を休んだらいいのではないかと、こういうような結論にしたわけでありまして、私も風呂好きですから1カ月に数回、オーバーに言うと1週間に1回は行きます。地元の人ほとんど会わないと。ほとんど町外の人です。あと、中頓別の人で会うとしたら本当に片手以内です。1回に会うわけがありません。日にちが別々でも月に5人ぐらいの人にしか会うことはありません。しかしながら、バスで送迎している場合については十数名利用されていると。それでもやはり中頓別の浴場が開業してからは減っていると。これは、数字を見てご承知のとおりであります。そういう中で、さっきもお話したとおり、ことし1年間努力をした中でやってみて、そして私個人的には温泉を存続したい、そういう気持ちは変わっておりませんが、何か違ういい方法があって、それに基づいて運営方法を変えるだとか、指定管理をかえるだとか、そういう方法でやれるのかどうなのかということもいろいろ検討してみたいと、こういうことであります。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 町長、もうかる日だからやる、もうからない日だからやらないではサービスにならないのです。もうからなくても住民に希望というか、明るさを与えるというのもこれはやっぱり行政の役割なので、ですから例えば正月はもうからなくても正月くらいはやるよと、元旦から温泉をあけているよというぐらいのことにして、その分のもうからない部分は管理料を上げるぐらいの気持ちになってやらないと、それは運営する人は大変です。どうしても縮こまったほうにいつてしまうと思う。町長も縮こまってしまったらだめだ。そのぐらいはやはり管理料を町費としても上げると。中頓別町民にとっては正月から朝風呂に入れるわと、朝の温泉に入れるわというぐらいの希望を与える、逆だと思うのだ、その行き方が。これは私が逆だと思うだけで、皆さんは正当だと思うかもしれないけれども、今の管理料からいうと非常に経済的になった試算の管理料だと思うので、管理料上げるとも町長考えてみたらいかがですか。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 私は、町民の人が本当に多くの方が利用して、あの施設が町民の福利厚生施設、健康増進施設としてうんと使われているのであれば、管理委託料をどんどん上げたとしても町民の人も議会も納得してもらえらるのだろうと思えますけれども、先ほど東海林さんが言ったように、私も言ったように町民の人がほとんど利用されないのです、はっきり言って。ですから、そういう中で管理料をどんどん上げていくということには私はならない。できるだけ町からの負担を少なくした中で経営をしてもらいたい、こういう考え方を持ってお話をさせていただいています。さっきも最後に申し上げましたけれども、十数名の方があそこで雇用されている。そうして、あれを運営することによって地域の商店街の皆さん方にも大きな恩典があると。そういうもの全体を考えたときに私はピンネシリ温泉を閉鎖をするということはなかなか難しいだろうと、こういう考えも持っているということでご理解をいただければなど、このように思います。

○議長（村山義明君） 山本さん。

○6番（山本得恵君） 今までも随分東海林さんのほうからも質問ありましたけれども、やっぱり営業については正月の休み、今度から毎週月曜休み、ますます人気なくなる、私はそう思います。それで、ピンネシリ温泉は一番中途半端な温泉だと。やっぱり観光バスが来てもお客さんを受け入れできるだけだけの施設がない。そうなると、そういう大型の観光客はまず来ない。先ほども言われましたように、私もよく利用させてもらっていますけれども、ほとんど町外の人が多いのです。なぜ町内の人があそこの温泉を利用しないのか、そういうところをもっと突き詰めていって、もっと利用してもらおうようにしないと、今の状態だったらまずだめだろうと、町長が言われるように私もそう思います。だから、これを何とか改革をしていって、せつかくあるあの温泉、中頓別町にあの温泉がなくなったら何にもなくなります。何とか継続していくためにはどういう方法を考えたらいいか。ただ経営内容が大変だから、では経費削減、経費削減、経費だけ削減していっても決してよくはなりません。何かやっぱり収入を得るためにはいろんな方法を考えて、これはよその話なのですけれども、歌登町だってあれ大変で、どうしよう、どうしよう問題になっていました。そうしましたら、ここ二、三年からタイのお客さんが非常に多いのだと。私も二、三日前に老人会の総会があつて行ってきました。そしたら、今なら大変にぎやかで、だから何かかんか考えないでただお客さんがいない、収入がないから経費削減だけでは、これは当然目に見えています。私はそう思います。そこをもう一度この役員会、行政のほうも考えてもらって、どうやったらいいのか、営業として考えてもらいたい。そうでないと本当にやっていけないと思います。今後もっと金をかけるのなら金をもう少しかけてやる方法を考えてもらわないと、現状のままでは大変だと思いますけれども、今後そういう考えを持っていかれるのか、町長、ひとつ考えを聞かせてください。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 温泉の経営については、先ほど申し上げたとおり、十数名の従業員を雇用しているわけでありまして、ただお金をかければいいという問題だけではないと

私は思います。歌登の話ありましたけれども、歌登さんも幸林荘と歌登のあそこをベルックスで指定管理していました。去年で何かベルックスもやめました。撤退しました。というのは、幸林荘で利益があった部分を歌登でみんな使ってしまった、マイナスになってしまった。これは、枝幸町の町長からも私聞いていますから。そういう意味で、今人口規模がだんだん少なくなって、それぞれの町の人たちがその施設を利用するということはかなり少なくなってきている。そういう中で、歌登も台湾の人たちをはっきり言って呼んできていることもわかっています。しかしながら、それが毎日毎日来るわけでありませんから、年に数回来るだけでありますから、そういう中で経営的に本当によかったのかどうなのかと。来ないよりは来たほうが当然いいのかもしれませんが、しかしながら中頓別の施設、山本議員が言ったように本当に中途半端であります。部屋も10個しかありません。ですから、それにトイレだとか手洗いもありませんから、そういう意味では本当にこれからここを利用してもらう人をどんどんふやして、経営をプラスにできるかといったら、私は至難のわざだろうと、こう思います。しかしながら、さっきも申し上げたとおり働いている人や、または温泉があることによって町への消費の効果、そういうものを勘案したときにどういう方向性が一番いいのかということになると、私はできるだけ残したいという考え方を持ってこれからもやっていきたいと。委託料がどうだこうだというよりも、基本的に私は残していきたいという考え方を持っているということでご理解をいただければなと思っています。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） この温泉について今後どうするというのは、町長のお考えはわかりましたけれども、議案第1号のところ営業計画案が出ておりますけれども、ちょっと気になることは、お客さんがまた来ようかという気持ちになるように接客態度を改めるといいますか、大事にするという言葉が書かれていない。気持ちのよい環境づくりとは書かれていますけれども、それがちょっと気になるのです。といいますのは、宿泊にしても、温泉入った、食事に行っただけでも従業員の方の接客態度というものがちょっと気になるというようなことをかなり聞いているものですから、やはりサービス業であるからにはそのところを大事にしてもらいたいなということ、それからメニューも一新し、営業活動いたしますとありますけれども、新聞折り込みのようなチラシもこのごろ見かけないような気がするのです。経費削減するからそういうものはやりませんということなのかもしれませんけれども、やはり町民の人たちに考えを一新した、メニューを一新したとか、今度こういうことをやりますとかというのをたまにはお知らせしないと、行ってみようかという気にもなれないのではないかと思うのですけれども、町民の人がそうだねということで行ってみたい気持ちになるような営業活動を望んでおります。

○議長（村山義明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、これにて本件は報告

済みといたします。

◎報告第4号

○議長（村山義明君） 日程第10、報告第4号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告を行います。

提出者から内容の説明を求めます。

野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 報告第4号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） それでは、4ページをごらんいただきたいと思います。報告第4号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、有限会社中頓別振興公社の経営状況を別紙のとおり報告する。

平成25年6月17日提出、中頓別町長、野邑智雄。

同公社の第18回の定時株主総会が5月23日、役場会議室で開催されまして、後ほど触れます第1号議案から第4号議案までが全て承認されましたので、その概略をご報告したいと思います。

4-3ページをお開きください。これが第1号議案であります。第1号議案、平成24年度事業決算報告承認の件として貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、株主資本等変動計算書、監査報告書につきまして、4-5から4-17ページにありますが、このとおり承認をされたということでございます。

まず、4-5ページであります。4-5ページの平成24年度事業報告では中頓別町からの受託事業4件、社会教育施設の維持管理業務、鍾乳洞ふれあい公園管理業務、一般廃棄物処理施設業務、国保病院管理清掃業務を受託しまして、スキーリフト利用料やパークゴルフ利用料及びゴルフ協力金収入が大きく減収をしておりますけれども、決算においてはわずかではございますが、純利益を上げることができたという内容になっております。

それでは、4-8ページ、横書きのものがありますが、これでご説明をしたいと思います。4-8ページの総合損益明細書で決算の概略をご説明したいと思います。説明単位につきましては、1,000円単位とさせていただきますので、実際の数字と少し誤差が生じる場合がありますので、ご了承をお願いしたいと思います。社会教育施設であります一番左端ですが、寿レクリエーション施設業務では、寿公園の指定管理料1,744万円、事業収入としてのパークゴルフ利用料、リフト利用料361万1,000円のほか、その他収入として貸しスキー代などの雑収入16万7,000円を合わせまして、収入合計が2,121万8,000円となっております。支出につきましては、代表取締役の役員報酬180万円、前年度と変わりません、のほか職員の給料、手当、賃金、修繕費などを合

わせて2, 119万1, 000円が支出されまして、営業利益は2万6, 000円となっております。

次、一般廃棄物処理施設業務では、町からのごみ収集委託料2, 951万3, 000円と廃家電運搬券販売手数料を合わせ、収入合計が2, 956万円となっております。支出につきましては、給料、手当、賃金、ごみ処理施設の光熱水費、燃料費、修繕費など合わせて2, 919万4, 000円が支出されまして、営業利益は36万7, 000円となっております。

鍾乳洞ふれあい公園業務では、町からの指定管理料345万3, 000円と雑収入でございます自販機の電気料を合わせて、収入合計が346万7, 000円となっております。支出につきましては、その多くが臨時職員2名分の人件費でありまして、施設の光熱水費、燃料費、修繕費など合わせて343万円が支出されまして、営業利益は3万6, 000円というふうになっております。

天北厚生園車両運行等業務では、南宗谷福祉会からの委託料で前年度と同額の148万4, 000円が収入合計となっております。支出につきましては、給料、手当として120万円のほか、委託料収入と同額の148万4, 000円が支出されてまして、営業利益は生じておりません。

次に、国保病院管理清掃業務では、町からの委託料収入のみでございまして、607万3, 000円の収入合計となっております。支出につきましては、臨時職員、3名と伺っておりますが、3名の給料、賃金など合わせて収入と同額の607万3, 000円が支出されてございまして、これについても営業利益は生じておりません。

食堂業務は、振興公社の自主事業でございまして、収入はスキー場ロッジ食堂売り上げ148万9, 000円、公園遊具収入31万7, 000円、ゴルフ練習場のコイン売り上げの収入が10万5, 000円、合わせて42万3, 000円、合計で191万3, 000円となっております。支出につきましては、パート賃金、食材に係る商品仕入れ費など184万円、営業利益は7万2, 000円というふうになっております。

以上の結果でございますが、右側の表であります、営業損益は営業収益6, 371万7, 271円から事業費6, 321万3, 801円を差し引きまして50万3, 470円の営業利益となっております。営業外損益は、預金利息としての営業外収益6, 012円のみでありまして、営業利益と営業外利益を足した経常利益は50万9, 482円となっております。特別損失につきましては、前年度国保病院管理清掃業務で昨年度及び一昨年度委託料に余剰金が生じておりましたけれども、これを契約上は返納することになっておりましたが、返納されておらず、これを今年度において損失として計上し、処理をしたというものでございます。営業利益から特別損益を差し引いた34万5, 667円が税引き前当期利益となりまして、法人税、法人道町民税及び事業税8万円を差し引いた差し引き当期純利益は26万5, 667円というふうになっております。

4—9ページ、剰余金処分計算書では当期純利益26万5, 667円を前期末剰余金3

28万6,094円に加えた355万1,761円を後期繰り越し利益剰余金、いわゆる当期未処分利益としたものでございます。

4-10ページであります。4-10ページの株主資本等変動計算書では、前期末の純資産に先ほどの当期純利益26万5,667円を変動額として加えまして、当期末の純資産合計を1,470万1,761円としたものでございます。

4-18ページ、第2号議案でございますが、第2号議案、平成25年度事業予算及び事業予算に変更が生じた場合取締役の協議に一任する件については、平成24年度事業予算の変動と大きな変動がないため原案どおり承認されております。

4-26ページであります。第3号議案であります。剰余金の処分の件については、繰り越し剰余金より役員退職金として引き当てる分、積み立てる分です、それを行うという内容でございます。金12万円でございますので、1万円掛ける12カ月分ということでございます。

4-27ページ、第4号議案でございますが、役員報酬に関する件についてであります。当該事業年度以降の代表取締役の報酬を年金額300万円とし、その配分は取締役の協議に一任するという事を承認したものでございます。この議案については、振興公社が有限会社でございまして、利益が発生した場合、もしです。もしということで、利益が発生した場合賞与などに反映されることも一応は考えられるということで、あくまでも税務会計上の措置として税理士さんのほうから弾力的に計上するよという指導があったということで、今回このような形で計上させていただくということであります。後ほど申し上げますが、代表取締役の報酬については前年度と同じ180万円ということになっております。

それで、その第4号議案の中に書いておりますけれども、括弧書き、使用人兼務取締役の使用人として職務に対する給与は含まないというふうになっておりますけれども、これはあくまで取締役を臨時的に雇用した場合の給与でございまして、先ほども申し上げましたが、代表取締役の報酬を指すものではございません。先ほど申し上げたとおり、代表取締役については前年どおり月額15万、年額180万円の報酬ということで、総会終了後の取締役会で承認をされておるところであります。

以上、簡略ではございますけれども、第18回定時株主総会で承認された有限会社中頓別振興公社の経営状況報告とさせていただきます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これにて本件は報告済みといたします。

保護司会の皆さんがいらっしゃっているようですので、ここで休憩をとりたいと思います。

休憩 午前 11 時 38 分

再開 午前 11 時 44 分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

◎一般質問

○議長（村山義明君） 日程第 11、一般質問を行います。

本定例会では 6 名の議員から一般質問の通告がありました。

順番に発言を許します。

受け付け番号 1、議席番号 2 番、細谷さん。

○2 番（細谷久雄君） 受け付け番号 1 番、議席番号 2 番、細谷でございます。それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、順に質問させていただきます。私からは、きょうは安全、安心なまちづくりについて 2 点ほど質問させていただきますが、2 点とも消防に関する一般質問ですので、1 及び 2 を同時に質問させていただきます。

1、地域防災における消防団への今後の取り組みは。消防団は、町民の生命と財産を守るため日夜厳しい訓練を行い、防火指導、巡回広報、特別警戒など、その活動を通じて消防力、防災力の向上、地域コミュニティの活性化に大きな役割を果たしており、組織の充実が必要不可欠と言えます。一昨年の中日本大震災では、消防団員が多くの人命を救い、その献身的な活動が大いに評価され、消防団の必要性が再認識されたところです。一方、地域内の若年層の減少や団員の高齢化に伴って消防団員数が減少し、地域の消防力の低下が危惧されますが、町として消防団員の勧誘、確保の施策、充実強化の取り組みなどの現状と今後の対応について伺います。

2、火災予防対策は進んでいるのか。2004 年 6 月の消防法の改正により全ての住宅に火災警報器設置が義務づけられていますが、既存住宅の設置については罰則がないのが現状です。全国的に住宅火災による犠牲者の大半が 65 歳以上の高齢者であり、高齢化率が 35% を超える本町にとってもまさに対岸の火事ではありません。そこで、本町における火災警報器の普及率は 98.9% ですが、未設置の既存住宅については今後どのように周知徹底していくのか伺います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 細谷議員の地域防災における消防団への今後の取り組み並びに火災予防対策は進んでいるのかの質問に対してお答えをいたします。

ご質問の 1 及び 2 についての消防に関する事務は、昭和 48 年 4 月に、当時は 4 町でありましたけれども、今現在は 3 町で構成する南宗谷消防組合が発足をいたしまして、共同処理をされております。消防に関する事務権限は当町にはありませんが、今までも消防団長からの申し出により当町の職員に対して消防団の加入について協力をしてまいりました。

ので、今後も消防団からの要請があれば協力をしてまいりたい、このように思います。

また、火災報知機の設置につきましては、支署からの報告では細谷議員から報告がありましたとおり98.9%の普及率になっておりまして、未設置の世帯につきましては今後も消防支署が防火査察等を通じて設置のお願いをすることで私どもも報告を受けておりますので、町としてもこの関係についてできることがあれば協力をしてまいりたい、このように考えているところでございます。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○2番（細谷久雄君） それでは、再質問させていただきます。

まず、地域防災における消防団への今後の取り組みについて再質問させていただきます。消防団が災害に際して大きな力を発揮する最大の要因は、何よりも地域のことをよく知っているということでありまして。地域の地理に精通し、お互いに顔見知りであるのみならず、場合によっては相手の性格や体調までわかる人が団員として活躍していることの効果は絶大であると思います。しかし、時代の流れとともに団員の高齢化が進み、さらに後継者不足が深刻化していることも事実です。また、職業の多様化により平日の日中自宅にいる団員の数も極めて少なくなってきたのが現状であると思います。また、一昨年の中日本大震災では、公務員の消防団員が最も多く亡くなったそうです。亡くなった公務員の消防団員の多くは、災害直後から我が身を省みず飛び出し、避難誘導などで地域住民を守るために活動していた中での不幸でした。ただいまのご答弁でありましたように今後も町職員に対し消防団加入について要請があれば協力をしてまいりますとのご答弁を踏まえて、町役場内に消防団員の適任者が多数いると思われませんが、町職員の消防団員加入状況はどのようになっているのか。それと、今後町職員の加入促進策について町長はどのように考えているのか伺います。

続きまして、火災予防対策は進んでいるのかについて再質問させていただきます。住宅火災の中で就寝時間帯に発生した火災によって毎年たくさんの方の命が失われています。住宅火災による死者数は、平成23年は全国で1,070人、そのうち65歳以上の高齢者は711人で、全体の66.4%を占めています。また、住宅火災における死者の発生した経過別死者数では、逃げおくれが578人、着衣着火54人、出火後再進入20人、その他418人で、約6割が逃げおくれによるものです。今後も高齢化が進んでいくことから、住宅火災による死者数の増加が心配されています。ちなみに、北海道では1,338件の住宅火災で92人の方が犠牲となっています。私は、中頓別町の火災警報器の普及率のこの98.9%は大変すばらしい数字だと思いますが、未設置の世帯については町としてもできることがあれば協力したいとのご答弁ですが、どのような形で協力するか、その内容を伺います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） まず、初めの町職員の消防団員への確保ということでありましてけれども、今現在管理職が2名、それから一般職が6名、8名消防団に属していると思いま



す。多いか少ないかは別にして、数は8名だったと思います。

また、町職員として消防団に加入をするということについては、私も消防団員でありましたから、要請があれば先ほどもお答えしたとおり職員の消防団に加入することについては賛成をしていきたいし、奨励をしていきたいと、このように思います。特に消防団は規律を守る、または団体行動を行う、こういうことでありますから、心身の鍛練についてもすばらしいことでなかろうかなと思います。ただ、つけ加えておきますけれども、万が一災害等が起きた場合については、消防団でなくても町職員としては出動すると、こういうようなことも決められておりますから、そういう中で消防団からの要請が来れば若い職員について消防団に入って町民の生命、財産を守るために頑張りなさいと、こういう指導をしていきたいと、こういうことでご理解をいただければなと思います。

次に、未設置の住宅に対する町としての協力の関係でありますけれども、本当に未設置の方々が金銭的に厳しい、購入して設置することが厳しい、そういう環境にあるとしたら、私どもも古い公営住宅等を取り壊した中で火災報知機等を保存をしておりますので、それを無償で貸してあげると、こういうようなことを消防にお話をしてみたいと、こういうことでご理解をいただければなと思います。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○2番（細谷久雄君） それでは、ただいまのご答弁を受けまして再質問はいたしません。私から今後の中頓別町の安全、安心なまちづくりについて一言お願いですが、まず消防団はただ消火活動、防災活動をするにとどまらず、その活動を通して人間として成長できる地域の防災リーダーであると思います。団員の皆様の使命感、それから責任感、また奉仕の精神といったすばらしい気持ちを弱めることのないよう今まで以上に消防署と町が協力し合い、一丸となって地域のために努めていただきますようお願いいたします。

また、私があえて火災報知機の質問をするわけは、いかに火災が恐ろしいかをわかっていただきたかったからです。火はもちろんですが、実感としては煙のほうがまだ恐ろしいものと感じています。喉に突き刺さるような熱を帯びた黒い煙は、呼吸するのも大変で、本当に怖いものです。もし自宅に火災報知機を設置していたら初期消火できたかもしれないという、そういう意味でできるだけ被害を最小限に抑えるには火災報知機の普及は大変必要になるのではと思います。今後も町民の生命と財産を守るため、また中頓別町において火災報知機の設置100%を目指して、より積極的な設置推進を町としても努めてほしいと思います。

以上で私の一般質問の全てを終わります。

○議長（村山義明君） これにて細谷さんの一般質問は終了いたしました。

ここで1時まで昼食のため休憩としたいと思います。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

引き続き一般質問を行います。

受け付け番号2、議席番号3番、本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 受け付け番号2番、議席番号3番、本多です。きょうは、2つの点で質問をしたいと思います。

1点目ですけれども、中学校の耐震化、老朽化対策について。昨年8月に中頓別町教育基本方針（めざす姿）に係る提言書が出されました。教育関連施設の現状と課題として、中学校の耐震化不足、老朽化対策が挙げられ、根本的な整備方針の確立が急務とされています。さらに、5年、10年後の目指す姿が3案示されています。総合計画では、最重要課題として位置づけられ、耐震化の方策を25年度に決定するとありますが、耐震化だけを行うのでしょうか。提言書の3案について根本的な整備方針の確立はどのように考えているのか所信を伺います。

○議長（村山義明君） 米屋教育長。

○教育長（米屋彰一君） 中学校の耐震化、老朽化対策につきまして、教育次長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 青木教育次長。

○教育次長（青木 彰君） 私のほうからお答えをいたします。

中頓別中学校校舎は、昭和43年度に建設され、45年が経過しております。昭和61年、62年には屋根、外壁等の改修、そして平成12年度には水洗化の工事を実施してきておりますが、耐震化不足だけでなく全体的な老朽化も進んでいる状況です。また、体育館については、昭和44年度に建設され、平成23年度に耐震化工事を実施してきておりますが、これにより耐用年数が延びたという状況にはなっておりません。そのような中、国を挙げて安全、安心な学校づくりに向けた耐震化が急がれているところですが、中頓別中学校においては老朽化も深刻なことと生徒数の減少に伴う適正な規模についても将来を見通して考える必要があり、総合計画で言う安全、安心な学校づくりのための耐震化の方策や改築も含め検討したいと考えております。

今月中には関係者による、仮称でありますけれども、中頓別町教育関連施設整備基本計画検討委員会を設置し、昨年中頓別町基本方針（めざす姿）検討委員会から出されました提言書の具現化に向け、基本的な整備計画づくりを進めていくこととしております。根本的な整備方針の確立については、その検討委員会において多くの観点で整備のあり方を議論していただく予定ですので、その状況を十分に勘案しながら、できるだけ早い時期に方向性を見出すことで考えております。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 新たな検討委員会で多くの観点から整備のあり方を議論するとか、状況を十分に勘案するとか、果たしてそういうことが必要でしょうか。老朽化が深刻

である、生徒数はさらに減少する、耐震化不足であるとか状況ははっきりしているわけです。提言書の具現化という表現も先ほどの答弁にありましたけれども、提言書の3つの案については、1案、2案、3案とそれぞれありますけれども、どういうふうに考えておられるのでしょうか。既にこの提言書が出ているのですから、教育委員会として基本方針を決定すべきではないかと思うのです。状況から見ても私は新築しかないと考えるのですが、いかがでしょうか。新たな検討委員会は、新築を前提として何をどうするか議論する場あるべきと考えます。提言書の3つの案についての教育委員会の今の考え方、それから新築しかないのではないかということについてはどう考えるか伺います。

○議長（村山義明君） 青木教育次長。

○教育次長（青木 彰君） まず、提言ですけれども、提言につきましては考え方として3案が示されたものであるということで、具体的な議論はされていないのが現状であります。今後においては、その提言も含めて具体的な整備の実施に向けた検討を深めていきたい、現時点で絞り込んだ整備方針、新築かというあたりについてはまだはっきり申し上げることはできないというところではあります。

いろんな観点でということにつきましては、教育視点はもちろんのこと地域防災の観点、それから先ほど生徒数の減少という話がありましたけれども、将来の児童生徒数も想定した適切な規模、小学校との関係、町民の学校利用、特に体育館等、小学校を特に利用していますけれども、そういったことも十分議論をしながら、方向性を見出していきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 今新築するとかそういう方向性をはっきり言えないとおっしゃったのですが、地域防災拠点としてですか、あと町民体育館や小学校との関係もあるとかいろいろおっしゃいましたけれども、提言書の中にそういうことも出ていると思うのです。ほかの施設も古くなっていたりするところはあるのですけれども、どこを一番に考えるのか、それを決めないことには、あれもこれも一遍にということにはならないと思うのです。中学校を新築するという基本方針が固まれば、それに付随するものとして、では町民体育館はどうする、給食センターはどうしたらいいかとかそういうことも出て、自然とといいます、成り行きの出てくる、決まってくるのではないかと思うのです。いろいろこれから考えるということですが、中学校の完成というのは、多分改築、新築ということになると思うのですが、それはいつを目指されるのでしょうか。今の中学校、雨漏りはするとか、冬は廊下の拭き掃除の水が凍ってしまう、夏は窓から虫が入ってきて授業が中断されるだとか、こういうようなところで生徒や職員の人たちがいつまで我慢しなければならないのでしょうか。この環境、日々働いたり、学習する場の環境としては、役場庁舎とは雲泥の差があるのではないかと私は思うのです。一日も早く快適な環境のもとで生徒が学習に励み、職員が本来の仕事に専念できるようにすることが大切ではないかと思うのです。

教育環境の整備というのは、教育委員会の重要な仕事の一つであると思うのです。総合計画の前期実施計画書では最重点課題というふうに位置づけられて、喫緊の課題である、早急に取り組む必要があると、そんなふうに書かれているのです。こういうふうに書かれながらも検討委員会は仮称で、今月中に設置するという、そういうことですがけれども、提言書が出されてからもう1年近くたってしまうのですけれども、それが喫緊の課題に対する対応の姿勢なのではないかと思ってしまうのです。

公共施設整備等基金というのがつい何年か前できまして、24年度末の残高が5億円にもなろうとしているというふうに、確定ではありませんけれども、そういう資料をいただいております。3月です。今お金のあるうちにやらないと、これからの人たちに負担がかかるということにならないでしょうか。ツケを先送りすることにならないでしょうか。少なくともこの第7期総合計画の前半に新しい環境の整った中学校をつくる、目指すということで考えられないでしょうか。

○議長（村山義明君） 米屋教育長。

○教育長（米屋彰一君） 全部お答えできるかどうかちょっとあれなのですが、まず先ほども申し上げましたけれども、少子化が進んでいる中でいろんな問題があります。そして、教育方法だとか、また職員の配置、それから防災等による避難場所になるということも想定し、また学校の位置づけ、これら地域との関係です、そういったこともろもろが出てくるかと思えます。また、あわせて少子化に伴って小学校と中学校のあり方でございますけれども、これにつきましても今現在小中連携で進んでいるわけですがけれども、これが小中一貫だとかといういろんなまた考え方が出てくるかと思えます。それは、どのようになるかはまだ検討していただきながら進めていくわけですがけれども、いずれにしても学校施設、これにつきましては子供たちの学習、それから生活の場ということで、学校教育活動を行っていくための基本的な教育条件の一つであります。これは議員の言うとおりであります。また、地域コミュニティの拠点であるとともに地域防災の拠点、そういった大きな重要な役割を担っております。

それで、先ほどいつごろ建つのかということでございますけれども、これについてもさまざまなお聞きしながら集約をし、それで改めて進めていきたいと思っておりますけれども、このように学校施設というのはかなりいろんな役割を果たしていくために重要な場所です。それで、これにつきましても整備するに当たっては当然費用も莫大な費用がかかるということでございます。それで、そのためには計画的に、そして効率的なものを建てていかなければならないというふうに考えております。そのために先ほども言ったようにほかの施設、それらの施設もあわせて、体育施設だとか文化施設、そしてまた図書室、学校以外のそういった文教施設、これらの連携施設の複合だとかいろんな部分が考えられてくるのかなというふうに考えております。学校だけでは対応できない部分がそういったいろんな施設を利用することによってさまざまなまた教育の発展が生まれたりだとかということも考えられます。単純に子どもが考える考えのほかに、その検討委員会を立

ち上げさせていただきまして、その中でさまざまな意見等をもらった上で、さらにまたそれらを検討、それから方向性を見出して、早い時期に見出していきたいというふうに考えています。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 3回目まで質問しましたので、もう質問はできないわけですが、現状と課題ということについては既に8月の提言書が出された時点で把握しているのですから、もう少しスピード感を持った取り組みが必要なのではないのでしょうか。余り論点が広がっても検討委員会の中では意見がまとまり切れないのではないかと、いうことを心配しております。

続いて、2つ目の質問に移りたいと思います。公営住宅FFストーブ排気口を高い位置につけかえるべき。現在の排気口の位置は、ストーブと同じ高さであり、とても積雪地帯に合っているとは思えません。雪が降る前に全ての公営住宅の排気口をもっと高い安全なところにつけかえ、安心して冬を迎えられるようにすべきと考えます。特に高齢者向け住宅に入居されている方々は、住みなれた自宅を離れ、安全、安心を求めて入居された方がほとんどです。命にかかわる問題であり、入居者の意見を聞くまでもないことです。対策を伺います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 公営住宅FFストーブ排気口を高い位置につけかえるべきという質問に対しまして、中原産業建設課長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） ご答弁いたします。

西団地やあかね拡充団地等のFFストーブを設置する公営住宅につきましては、建設後十数年が経過する住宅が多いですが、過去FFストーブの吸排気口の高さの関係で入居者から直接、または間接でも問い合わせや改善の要望等はございましたが、本年3月に西団地老人単身向け住宅の入居者の方々から高くしてほしいという要望がございました。FFストーブの吸排気口の高さの関係につきましては、FFストーブを設置している公営住宅の入居者の方々がどのような実態にあるのかを調査の上、町としての対応を検討してまいります。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 命にかかわることだから、入居者の意見や要望は聞くまでもないと言っているのですけれども、これから何を一体調査なさるのでしょうか。建ってから十数年間入居者の方から高くしてほしいという問い合わせや要望はなかったというのですけれども、たまたま雪の降りぐあい、天候のぐあいで排気口がひどく気になるという状況がこの十数年間なかったという偶然ではないのでしょうか。排気口が雪で塞がれたら大変なことになるというのは、この冬の猛吹雪で思い知らされたはずではないのでしょうか。町民からの要望は役場では聞いていないだとか、私どもそういう認識を持っていないとか、い

つもの答弁スタイルと同じなのですけれども、そういうことはやめてほしいと思うのです。住民の要望を聞いているから、住民の立場での認識はお持ちではないだろうから、私たち議員は住民にかわってお伝えしているのです。あの吹雪の後、低いところに排気口があるけれども、大丈夫だったかなというふうに様子を見にいっしょだったのでしょうか、行かなかったのでしょうか。西団地もあかね団地もそうですけれども、夜も心配でおちおち寝ていられないとか、部屋に煙が充満してびっくりしたとか、排気口の雪を取り除きたくても外から回っていけないし、中から戸をあけることもできなかった、板を立てかけているとか、袋だったか、バケツだったか何かを排気口にかぶせているとか、あれは設計ミスだとか言う方もいっしょって、いろんな意見は皆さんお持ちなのですが、果たして役場のほうでこれつけかえる必要がありますかと聞かれたらどうでしょうか。絶対につけかえてほしいなんていう言い方は多分なさらないのではないかと思いますけれども、もう一度お聞きします。現在の入居者の意見や要望がどうであれ、排気筒のあの位置、あの高さは危険だと思います。事故が起きてからでは遅いと思うのです。今つけかえを決断できないという理由があったらお知らせ願いたいと思います。快適さの捉え方とかは個々さまざまだと思いますけれども、最低でも町としては安全な公営住宅を提供する義務があると思うのです。

いろいろ言いましたけれども、3点伺っています。これから何を調査するのか、猛吹雪の後排気口の低い住宅の様子を見に行ったのかどうか、今つけかえるというふうには決断できない理由と3点です。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） まず、ちょっと最初の答弁が言葉足らずのところも確かにあるのだろうというふうに思いますけれども、ことしの冬は確かに暴風雪があって、国道も2回通行どめになったというほどひどいこともあって、そういったことでもあったのだろうというふうに思いますけれども、本年3月に西団地の入居者の方々から吸排気口を上げてほしいという話がありました。最初の答弁で検討いたしますという答弁をしておりましたけれども、決してやらない方向に検討するというところで言っているわけではございませんで、西団地については入居者の方々と話し合いをして、上げる方向で考えようというふうに考えておりました。今回の議員の質問については、全ての公営住宅の排気筒の高さを上げるべきだということでございますので、そういうふうになると西団地だとかあかねの拡充団地だとか新小頓別団地だとかそういった公営住宅もございますから、そういう全ての公営住宅の状況、現状がどのようになっているのかという確認はしていないということで、そういう実態を調査して対応を検討していきたいということで最初の答弁をさせていただいたということでございます。

それで、ことしの2月、3月ぐらいの暴風雪の後に見に行ったかということでございますけれども、西団地については入居者からそういったお話がありましたから話は聞いておりますけれども、そのほかのあかね団地等の入居者からは、先ほども言いましたけれど

も、直接でも間接でも話をごさいませんでしたものですから、その後すぐどういった状況でしたかということでの状況を聞きに行ってはおりません。

それで、つけかえない理由は何なのかということでもありますけれども、先ほども言いましたようにこれから現状を調査をして、入居者が本当にお困りになっているということでごさいますから、必要性があるということであれば吸排気口の高さを上げるという方向で検討させていただくということでご理解をいただければというふうに思います。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 西団地があるし、あかね団地も小頓別団地もあるということですが、西団地でさえといいますか、ここでさえも今回の吹雪で、風の向きもありましたけれども、大変な状況だったので、あかね団地にしてももう既に国道を越えて向こう側へ行くと風が違うねといつでも感じるぐらいの場所ですから、ここよりもさらに大変ではないか。小頓別はもともと雪が多いところですから、言わずと知れたほどではないかと、そんなふうに思うのですけれども、改めて現状を確認されるというのであれば確認されて、いけないということではないので、よく確認されて、どれぐらいの位置まで上げれるのか、高さも心配のないところまで上げていただくように検討していただきたいと思います。

去年の秋に建った教員住宅2戸、2LDKの住宅が2戸建っていますけれども、平家建てですけれども、排気口はかなり高いところについているのです。地上から2メートル以上はあるのではないかと思います。公営住宅はみんな低いところについているのです。どういう考えからそういうふうなつくりになっているのか、そこを不思議なので、伺いたいと思います。

それから、公営住宅にしても教員住宅にしても役場にしても公共の施設を建てるのには何百万円もの設計委託料というのを払っていると思うのです。それなのに地域の実態に合わないような設計を黙って見過ごされているとしたら、これは税金の無駄遣いではないかと思うのですけれども、それはどうなのでしょう。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 公営住宅で確かに低いというふうに言われておりますけれども、ベランダでほかの壁とつらではなくて奥まったところに吸排気筒を出しているということで、ほかの壁とつらであるところよりも当時は低くていいだろうという判断でそういうことにしていたということでごさいます。教員住宅と比較されておりましたけれども、教員住宅はベランダで引っ込んだところだけではなくてほかにもFFストーブをつけるところがありますから、そういったことで高くしているわけでごさいます。

それで、なぜそういった設計にしたのだとか、税金の無駄遣いだとかということでごさいますけれども、建設してから先ほども言いましたけれども、十数年経過しているわけでごさいます。入居者からも過去、本多議員に言えば怒られるのかもしれませんが、直接なり、間接でも聞いたことがないというような状況もございましたから、これから入居者の方が本当に困っているということでごさいますので、十分検討して対応させて

いただくということでご答弁させていただいておりますので、過去の設計がどのということではなくて、今後適切な形で対応させていただきますので、そういったことをご理解いただければというふうに思います。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） よく今まで要望がなかったとか意見がなかったとかというふうに言われるのですが、役場のおやりになることに住民が一つ一つ要望をしていくとか意見を前もって出していくというふうにもなかなかならない、そう思って役場の職員の皆様には住民にかわってよりよいものを建物であればつくっていただきたいと、そういうことでお任せしているわけですので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（村山義明君） これで本多さんの一般質問は終了いたしました。

引き続き、受け付け番号3、議席番号5番、星川さん。

○5番（星川三喜男君） 議席番号5番、星川です。今回私は2点について質問させていただきます。

まず、先に1点目といたしまして、子宮頸がんワクチンの副作用についてでございます。これは、私この質問に当たりまして新聞やテレビ等の報道を見て愕然とした状態を、私がテレビを見て本当に大変な騒ぎになっているなということまでこれを質問させてもらっております。それでは、内容に入りたいと思います。子宮頸がんワクチンについて厚生労働省は、5月16日のワクチンの安全性についての専門部会でワクチンの接種後に発熱や失神、またテレビ等で私は見ましたけれども、全身がけいれんしている少女の姿も映っていました。といった副作用が2009年の販売開始からことし3月までに計1,968件に上ることが明らかになっておりました。本町ではワクチン接種を奨励するため平成22年度から助成を行っており、万が一子供たちに副作用が出れば町の責任は重大だなどと思っております。そこで、本町でのこれまでのワクチンの接種者の数とその接種者に対して異常なことがあったのかどうか、届けがないか伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 星川議員の子宮頸がんワクチンの副作用について、小林保健福祉課長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） それでは、ご答弁申し上げます。

最初に、星川議員が報道等に対して憂慮されておられたということについて、私ども担当課といたしましても同様に推移を見てきたという経緯があります。

答弁でありますけれども、本町における子宮頸がんワクチン予防接種への助成事業は平成22年度から実施しており、昨年度までの3年間で33名が接種しておりますけれども、この間で副反応としての報告はございませんでした。

○議長（村山義明君） 星川さん。



○5番（星川三喜男君） それでは、再質問させてもらいたいと思います。

ただいま課長より報告なしと、それで33名の接種者がいたということで、聞き取りなどの調査を行ったのかを聞きたいと思います。それとも、単に苦情や問い合わせがなかったから、今までその手だてもしなかったのかなど。私は、それではまずいと思っております。聞き取りを早急にすべきと私は考えますが、いかがでしょうか。

また、先日道新等の新聞にも出されておりましたけれども、今後ワクチンのほうについて奨励しないというような記事も出されております。これに関して国もしくは保健所あたりから何らかの指示等が来ているかどうかあわせてお伺いしたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） まず、副反応の報告についてないということについて、各個人に対してのアンケートとか聞き取りということではありません。医療機関に届けはないということでありまして。今後この副反応の関係について聞き取りをすべきだというご提言でありますので、それについては対応について検討させていただきたいというふうに思います。

それで、金曜日の夜からにかけての報道について若干ご説明を申し上げたいと思います。まず、本町に対しましては、6月の14日でありますけれども、厚生省の審議会においてこの子宮頸がんの予防接種について何らかの動きがあるかもしれないというような情報が14日に入っています。というのは、その14日にこの副反応に関する検討部会が開催されるということでありまして、その段階から情報について収集を図っております。結論から申し上げますと、副反応の検討部会におきましては積極的勧奨の中止ということを出されておきまして、これを受けましてまだ市町村には正式な通知は入っておりません。ただ、厚生労働省のほうから都道府県に対しましては通知が入っておりまして、この中で今申し上げたようにまず1点、積極的な勧奨をしないということと、ただ定期の予防接種を中止するというのではなく、接種機会を確保して、接種の時期等についてはお知らせするというような中身、さらに病院、医療機関に対しましてこの予防接種に関しては積極的な勧奨はしていないということをあらかじめ受診を希望される方に対して説明した上で、安全性、リスク、そういった問題についてしっかり説明をした上で接種をするようにというようなことの通知となっております。ただ、この積極的な勧奨と言っているものの対応の考え方、解釈においても大変微妙なところがあります。そういったことにつきましては、けさほどから保健所のほうにも照会をかけたりにながら、町として適切にすべき対応ということについて保健師を中心に協議検討しているところでありますので、特に既に受診された方、これから受診を予定されている方に対して誤った情報が伝わらないように適切な対応を図るというふうに徹底したいと思っております。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） わかりました。

この接種後の状況、患者さんの子供の姿を見れば本当に奨励できないものだなと思いま

す。それと、やはり33名の方に早急に聞き取りをしてもらいたいと思います。それと、今後小学校6年生から高校1年生の女子生徒に対して強力的に呼びかけるのではなくて、受けた人は受けてもらいたいというそのぐらいの気持ちでやってもらったほうがいいのかなと。本当にあの姿を見れば、少女の一生の姿がああ格好のままでいってしまったのでは物すごく、今まで町も条例で助成していった中で、やはり物すごく町としての負担もかかる。そこら辺も今後要注意しながら、こういう予防接種等のほうには気をつけてもらいたいと思います。

それでは、第2問について質問させていただきます。来年度の職員の採用についてでございます。これは、旬報等々に掲載されておりましたので、質問させていただきます。それで、来年度の大学卒の採用予定を1名募集していると書かれておりました。その中で、また全体の採用計画はどのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 来年度の職員採用について、和田総務課長に答弁をいただきます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） ご答弁いたします。

平成26年度の新規採用につきましては、宗谷町村会の採用試験合格者を対象といたしまして、上級、大卒相当でございますが、の1名を計画しておまして、初級及び消防職については目下のところ採用予定はございません。

以上でございます。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） それでは、再質問させていただきます。

今課長の答弁の中で上級1名とありましたが、これは定年退職者の補充なのか、それともここ数年、昨年もありましたけれども、勸奨退職者が出たものなのか、どちらかが提出されたのか、これをお尋ねいたします。もしこれが勸奨退職者なら、経験年数のある者がやめることで役場の業務に支障は出ないのか。また、その方が提出されたとき課長は何かとどまるような行動を起こしたのかお伺いいたします。また、その勸奨退職者について原因は何かということで、個人的な理由なのか、仕事上のことなのか、それもあわせてお尋ねいたします。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） どちらだということになれば、若干お聞きになっているかもしれませんが、定年退職者ではなくて勸奨退職が1名発生をしたということでございます。おっしゃるとおりベテランの職員でございますので、やめられるということになると非常に公務への影響は大きいものがあるというふうに町長とも話したところでございます。それで、そういうこともありまして大変慰留に努めたわけでございますけれども、残念ながら現段階では説得には至らなかったということでもあります。

それから、理由については、これは説得の段階では個々さまざまなのがございます。

個人的なものも含め、公務上のことも含めていろいろございますけれども、これを今この場でお知らせすることは不適切なことだなというふうに思います。ただ、勸奨退職制度がありますから、それにのるということでありますから、理由というのはあくまでも組織の活性化、それが言葉をかえれば後進に道を譲るといようなもの、最後はそこに理由は集約されるということでご理解を願いたいなというふうに思います。まことに残念でございますが、今でも退職の意思を何とか取り消してもらえないかなという気持ちは私自身としては持っております。

以上でございます。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） それでは、再々質問させてもらいたいと思います。

今課長が言いましたように、勸奨退職者であればその理由はといえば個人的な理由によるものなのかなとは思いますが、私の考えというか、見た目では、これは人事上の問題もあるのではないかなというように懸念もしております。過去に私このグループ制について町長に数回質問をさせてもらったこともございます。その中で、町長の答弁は常に適材適所に配置しているということだったのですが、この数年、町職員の職場内の行動、また仕事のことについて考えてみますと、数点いろいろとこれはちょっと役場職員は一般的なような仕事しかしていないなという姿が多々見られております。

その中で、3月の定例会にもあったことなのではございますけれども、定例会の中で苦しい答弁を課長がしていたと私も記憶しております。それは、この質問は広報なのです。広報に対して年々記事が悪くなってきたといえますか、見にくくなってきたといえますか、こんな話題しかないのかな、こういうものしか出せないのかなというようなことを私は常々思っておるわけなのですけれども、先般6月にも配布されました広報ですけれども、この中で第1面に両開きに大地震、大津波の記事が書かれております。確かにこれは防災対策についてはわかります。その中で、本町は津波が到達する可能性は極めてこれは、ないとは言いません、低いですね。それを大々的に記事にするというのは、ちょっといかがなものかなと。もっと取り上げる記事はなかったのかなと、そう思っております。これは、担当職員がこのように書いて製本されたものとは思いますが、このことについてもやっぱりその課内、グループ内で検討されて、こうやって製本にするわけなのですけれども、それに対してグループ長もしくは課長等も手を出しているか、出していないかわかりませんが、この内容等で合意されていたのか、これはちょっと私も首をかしげるところでございます。また、この広報紙というのは全町民が読むものですから、もっと改善が必要でなからうかなと私は思っているところです。

それと、最近これは町民からの話も大分出されて、私の耳にも入ってきました。というのは、役場内にちょっと職員の異性問題が持ち込まれているという町民からのうわさが絶えないわけなのです。ここにきて町職員の資質と規律が低下しているのではないかなと感じておるわけなのですけれども、今後職員採用では優秀な人材を確保しなければ将来的にも

ちょうど中堅層というか、その下のクラスがないものですので、私も大変な人事というか、職員のグループになるのかなと思って心配しておるわけなのですけれども、人事に関することですので、答弁はできれば町長にしてもらいたいと思います。今の現状、それと職員の資質等について町長はどう考えているか、今後どのように資質向上というのですか、向けてしていくものなのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） 町の職員、今中堅ぐらいまでの職員はそれぞれほとんどが町村会の試験で合格をしてきて、そうしてその後面接等を経て、優秀な職員になれるだろうと、そういうようなことで採用を決定してきているのが現実であります。そういう中で、町としては資質の向上、または与えられた仕事の的確性、正確性、迅速性、そういうものを身につけるための研修をみずからしたり、または研修センターへ委託をして、そこで研修を受けさせたり、またはより高度なアカデミーのほうに、これは千葉県のほうにありますけれども、そこに派遣をして勉強してもらったり、そういうことを随時やりながら職員の質の向上を図ってまいりました。いろんな考え方があろうと思いますけれども、人事は基本的には3年から5年ぐらい、技術職員でなければそれぞれ異動してもらって、新しい仕事を覚えてもらって、そうして総合的な事務の執行を職員に覚えてもらおうと、これが基本であります。そういうことでは人事異動を行う場合に適材適所、こういう言葉を使うのが一番一般的、常識であります。しかしながら、そういう中であって自分に与えられた仕事がまだまだその能力以上の部分があるとか、またはそれは私はそれぞれグループ内で補完をしながら助け合っていくと、こういうことが必要でなかろうかなと思います。

ただ、初めの前半のほうの勸奨退職の関係については、これは星川議員も昔勸奨制度をつくって進めたらいいのでないかと、新陳代謝を図ったらいいのでないかと、こういう議会で指摘もしているわけでありますから、その部分に対してこうだあだと言うことについては、今回の質問の趣旨は半分は私はちょっとおかしいのでないか、こう思います。そういうことも踏まえて、私は今の職員がもう少しそれぞれ資質の向上を図る、または与えられた業務の能力を上げる、そういうための研修をこれからも続けていきたいと、こういうことでことしも結構多くの職員に研修の指示をしております。しかしながら、資質と、それから能力、それから仕事の関係については若干ニュアンスが違いますから、今星川議員が言っているのは恐らく人間性の資質の問題だとか、そういうものについての提言もあったのでなかろうかなと思います。そういう意味で改めて、個人のプライバシーの問題もあるかもしれませんけれども、社会人としての一般常識に欠けることのないような、そういう研修もこれから必要だなと、こういう認識を新たにすると、そういうことでその部分について今度もう少し強力に進めていきたいと、このように思いますので、ご理解をいただければなど、このように思います。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） 墓穴を掘ったようなことなのですけれども、これは最後にお願

いします。本当に下のほうが仕事できなければ、グループ長もしくは課長職が大変な目に遭う。与えられた仕事はきちんと職員はやっぱりこなすべきだと私は思っております。できないならできないなりの努力をし、それで皆さんがカバーをするのがグループ内の行動だと思います。これをグループ長もしくは課長におんぶにだっこではないのですが、そこまでしてしまったらだんだんと、課長職が勸奨制度でやめるなら大いにやめてもらいたいです。でも、グループ長はこれからの仕事を覚えてもらってやっぱりやるべき人だと私は思っておりますので、この中頓別を背負って、立っていつてもらいたいと思います。この勸奨退職を望んでいる職員は、何とかもう一度考え直して、仕事にもう一回ゼロからのスタートで考えてもらえればなと思っております。

以上で私の質問終わらせてもらいます。

○議長（村山義明君） これで星川さんの一般質問は終了いたしました。

ここで議場の時計で2時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時05分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

引き続き、受け付け番号4、議席番号7番、柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 7番、柳澤です。まず初めに、国家公務員に準じた職員給与の削減についてお伺いいたします。

東日本大震災復興に資するため、国家公務員は平成24、25年の2カ年で平均7.8%の給与削減をしています。これに準じて地方公務員にも給与の削減を求めていることに対して5月31日の北海道新聞で全道市町村の対応状況が報道されましたが、地方の自主財源である地方交付税から人件費相当分を削減してまで強制すべきことではないというふうに考えておりますが、当町の職員給与削減の有無と今後の対応についてお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 柳澤議員の国家公務員に準じた職員給与の削減について、総務課長に初めに答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） それでは、ご答弁を申し上げます。

国は、東日本大震災復興に資するため国会議員が歳費月額及び期末手当の2割を24年度から2カ年削減しているほか、前後はいたしますが、国家公務員も23年、24年度で平均7.8%の給与削減を行いました。ラスパイレス指数100を超える地方公共団体に対しても本年7月から100以下とするよう給料等の削減を求めています。ご指摘のとおり、地方のこれまでの人件費抑制の努力、全体で2兆円になると思っておりますが、それを

考慮することなく、ラスパイレス指数の単年度比較にのみに基づいて地方固有の財源である地方交付税を給与引き下げの手段とすることは、本来地方が自主的に決定すべき事項への介入であり、地方六団体の主張のとおり、あってはならないことと考えております。また、地方交付税の削減は、財政力の弱い自治体ほどその影響を受けやすく、厳しい地域経済を回復基調に乗せるという観点からも問題があると考えております。現段階の試算では、本町への地方交付税の影響額は1,900万円程度と推計をしておりますが、平成18年度から25年度までの8年間に1億6,546万円に上る人件費を独自削減をしております。今後、役職加算の凍結や管理職手当の定額制による対応等で進めたいというふうを考えておまして、国家公務員に準じた職員給与の削減は考えておりません。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） ただいまの答弁で1,900万円程度の減税になるということですが、話によれば地方が独自に改革、行革あるいは経費削減等を行っている自治体に地域の元気づくり推進費というものがあるというふうに聞いております。これも一つには国に対する反発をかわす狙いもあるのかなと思いますけれども、その1,900万円が純粋に交付税の減額になるのか、あるいは元気づくり推進費との兼ね合い、もし当町にもその推進費が当たるとするならばその兼ね合いがどうなっているのかお聞きしたいと思いません。

それから、単純に1,900万円が減額になるということになれば、当然この部分のいわゆる住民サービスにも影響が出るのかなと思いますけれども、その点についてもどのように考えておられるのかお聞きしたいと思いません。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） ただいま質問にありました地域の元気づくり推進費のことをございますけれども、国のほうは今回地方交付税法を改正しまして、地方公務員の給与の引き下げを見込んで25年度は前年度より8,500億円を削減するという一方で、今申し上げた交付税の中に新たに地域の元気づくり推進費なる費目をつくったということをございまして、議員がおっしゃられるとおりこれまでの給与水準や職員数の削減努力を行ってきた地方公共団体に対しては3,000億円を配分するという内容であります。これを国から示されたあくまで概算であります。概算の計算式で算定しますと、基準財政需要額上削減される交付税は2,994万円、それで新たにつくられた地域の元気づくり推進費として配分される額が1,072万円程度、その差し引きが要するに先ほど申し上げた影響額で1,900万円程度となるということでもあります。そういうことで最初のお答えかなというふうに思います。

それから、住民への影響ということでもありますけれども、それにつきましては答弁の最後のほうにございましたけれども、今後、役職加算の凍結や管理職手当の定額等による対応でその分を迷惑のかからないようにカバーをしていきたいということをございまして、それらもろもろを合わせますと年間1,146万2,000円程度の削減をこれからも続

けていくということでご理解を願いたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 6月12日の道新で北海道が7.1%の削減を報道されて、様子見をしていた各市町村もかなりあったようで、道の削減によって様子を見ていた市町村が削減に走るのではないかと、削減する市町村がふえるのではないかとという道新の報道がありました。そういった中で当町においては職員給与の削減は考えていないということなので、少なくとも様子見をして決めるようなことはせずに、みずからの考えで決断したということとは私は尊重していきたいというふうに思っています。

それで、しかしながらやはり国が交付税を削減するということになる、少なくともその地域に住んでいる、地方に住んでいる地域住民の福祉を人質にとっているということになると私は思うのです。それで、地方六団体もこれに大変反発しておりますし、何にしてもやはり答弁にもありましたけれども、自治体のみずから条例等によって決める職員給与を交付税で国が関与すると。地方と国は対等だよと言っていたあの言葉はどこ行ったのだろうという気がします。それで、私は、ほかにもラスパイレス指数100を超えた自治体は100以下にしろよということ、これはお上よりあなたたち高くもらったらだめだよと言っていることでしょうか。こういうことを国が地方に口が裂けてもこういうことは言うべきことではないと私は思うのだ。

それで、そういうことを考えて、3月にこのことに関して当議会も意見書を出しましたがけれども、よりこれが具体的になってきたので、私は地方の裁量で決めるべき公務員の給与に国が交付税を盾にとって、地域住民の福祉を盾にとって介入したということに対してもう一度国に対して物を申すべきだと。あるいは、ラスパイレスにしてもどうも報道等によると算定の基準が地方とは対等、平等ではないと。地方は職員が少ないわけですから、特に中頓別のように今まで採用してこなかったところにおいては、当然人件費というのは管理職等が多くなればふえるわけで、そういうことを考えると国と単純にラスパイレスを比較されてもそれは対等、平等とは私は言えないと思う。ましてや100超えてはならぬなんてことを国に言われる筋合いはないというふうに私は思うので、どうかもう一度意見書を提出したいというふうに私は考えておりますので、議員の皆さん方にもぜひそこら辺をご協力いただきたいというふうに申し上げて、次の質問に移ります。

次は、農業の6次産業化と地産地消についてお伺いします。町政執行方針では、魅力ある農村づくりを図るため牛乳などの地域資源を活用した6次産業化の推進を目指し、関係者との協議検討の場を設置すると表明されましたが、協議検討の場は設置されたのか、現状をお伺いいたします。

また、第7期総合計画では学校給食等で農産物の地産地消を図るべく取り組みを進めると明記されておりますが、本年度はどの程度まで進めるのかお聞きしたいと思います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 農業の6次産業化と地産地消について、平中産業建設課主幹に答

弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 平中産業建設課主幹。

○産業建設課主幹（平中敏志君） 私のほうからご答弁させていただきます。

牛乳等地域資源を活用した6次産業化の推進につきましては、第7期総合計画における経済振興と雇用創出プロジェクトによる報告書の中で、魅力的なまちづくりを進めるために地域資源を生かした起業化、雇用創出を具体的に進めるという視点から最重要課題とされており、取り組み方法等について25年度から検討を進めることとしております。検討会の設置に当たりましては、総合開発委員や農協職員による検討準備会を5月1日に開催し、検討委員の構成や検討内容、検討スケジュールについて協議を行っております。検討委員には総合開発委員や農業者、農業関係団体、商工会等を予定しており、早急に検討会を設立し、検討をスタートさせる予定であります。

続きまして、学校給食等への農産物の地産地消を図る取り組みにつきましては、中頓別町地域内農産物生産と給食を結ぶプロジェクト推進協議会において地元で生産された農産物を地域の給食施設で活用していただく事業を実施しております。このプロジェクトは、宗谷農業改良普及センターやJA中頓別町、天北厚生園、町で構成されている団体でありまして、平成22年度から事業を進めております。具体的には天北厚生園多機能事業所の農園内に実証圃場を設け、無農薬、減化学肥料のジャガイモやタマネギ等を栽培し、平成23年度から試験的に町内5カ所の給食施設へ提供している状況にあります。23年度は年1回でしたが、24年度には年2回の提供を行っております。25年度におきましては、各給食施設へ年2回の提供を予定しているほか、中頓別小学校の収穫体験及び収穫物の給食利用や町民向け圃場公開デーの開催などを予定しております。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） まず、そしたら6次産業についてですけれども、25年度の農林水産省の予算で6次産業化ネットワーク活動交付金、それから6次産業化支援事業、ネットワーク活動交付金で21億、それから支援事業で14億の予算がついています。それで、これらの2つの点に取り組んでいるのかどうか、その点をまずお聞きしたい。

それから、給食に関してなのですけれども、かなり普及センターが中心となってやられているのかなというふうに思います。それで、担当している普及員の方から活動経過ということで、5年計画でいろんな試験しているのかな、農産物を。それで、これで3年目で、かなり試験を行ってデータは出されているのですけれども、これを以下どういうふうを活用するのかというのがあと2年、ことしも6月になったので、あと1年半、それでこのプロジェクトは一応終わるのかなという気がします。それで、この担当している方も心配していたのですけれども、私には転勤があると。いつこの中頓別を離れるようになるかわからない。その後の担い手になる方をやっぱりつくっていかなければならないという話をされていたのです。それで、私もその方に申し上げたのですけれども、中頓別のちょっと悪いところとして、話があったときにぱっと盛り上がるのだけれども、それを一生懸命やっ



ている方がいなくなるとペしゃんになってしまう傾向があるのだと。私もそういうのを危惧しているというような話をちょっとしたのですけれども、その点についていつまでも普及センター、普及センターというわけにはいかないと思うので、町がやっぱりみずからこれを確立していく、そのために担い手についてどう考えているのか。

それから、これはもうことし6月で、ちょうど今皆さんが家庭菜園ですとか一生懸命種を植えたり、植えようとしている時期です。秋までにという話にはやっぱりならないでしょう。今植えないと、結局現時点でどれだけ確保するかという計画がないともうこの時期を逃したら、秋大根とか秋につくる野菜もあるけれども、もう本年度のいわゆる収穫というのは現時点で見えてしまうわけですよ。計算していかなければならない。それで、もう少し広げる考えるがあるのかどうか。農協といっても農協婦人部ということになるとまだまだ現役でやっているから、自分のうちの家庭菜園ぐらいまではできるけれども、提供するというところまではなかなかいかないのかなと。そうすると、農業をやめたけれども、まだまだ元気な人がいるので、そういう人方につくってもらうとか、それからここに「オガル」の名前が出ていないのはどうしてかなという気もちょっとするのだ。それで、そこら辺をどう広げていくか、その考えをお聞きします。

それと、給食施設5カ所、これを最終的にはどれぐらいまで持っていくおつもりなのか。23年度で1回でしょう。24年度は2回になりましたみたいを書いてあるけれども、本年度も2回でしょう、計画。これ自給自足と言えるのか。私は、少なくとも秋に収穫したら、せいぜい冷凍で保存できる間1カ月、これが最低でもと思うのだ。それをどうやって1カ月半、2カ月あるいは3カ月と延ばしていくか。それで、ここに収穫体験という、子供たちに収穫体験をさせる。でも、これは1カ月、2カ月これは地元でとれた野菜だよというのを食べる習慣が学校給食等について、それで秋にこれらは自分たちが食べる野菜なのだという収穫体験でなかったら、ただ土に触れて芋を掘った、大根を抜いただけでは食育にならないと私は思うのだ。それで、議員の皆さんもたくさん聞かれたと思うけれども、5月23日に猿払村で職員研修で高野誠鮮さんが講演されて、本当は公務員に対していてもいなくてもいい公務員、いないほうがいい公務員、必要とされる公務員、この3種類がいますよという話をしていたのですけれども、だんだん、だんだん話の内容が食育のほうにいったのだ。やっぱりああいう考え方を持って給食に使っていかなかったら、子供たちにせっかく食べさせても何の意味もないと私は思うので、1回や2回では話にならぬ。いわゆる地産地消を言う以前の問題だと思うのだ。これが少なくとも10日、半月やれるようになって、それではせめて小学校の給食は地産地消にしましょうというのが流れではないかなと思うので、少なくとも私はそれぐらいを想像していたのですけれども、最終的にはどれぐらいまでこの5カ所の施設で給食を地場のもので提供しようと考えているのかお聞きします。

○議長（村山義明君） 平中産業建設課主幹。

○産業建設課主幹（平中敏志君） 私のほうからまず1点目の6次産業化の部分の農水省

の交付金の活用の部分なのですが、今現在では牛乳等を使ってどういう形、必ず牛乳を使うという限定でもないのですけれども、牛乳も含めて地域の農産物を含めて、地域の特産品というか、地域で生産されるものをどのように6次化に進めていけるかという検討をこれから進めるという段階でございまして、農水省のそういう交付金を使うというところまではまだっていないというところでもあります。今年度は使わないということです。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） 給食プロジェクトの関係について私からお答えをいたします。

22年度に普及センターの所長からこの給食プロジェクトの関係について提案がありました。先ほど柳澤議員から話がありましたとおり、22年から26年までの5年間このプロジェクトを立ち上げて、何とか中頓別に地産地消の促進を図りたいのだと、こういうような話がありました。当時お話があったときは、中頓別の学校の給食センターだけと、こういう話がありましたけれども、私のほうからせつかくそういう給食の食材を地産地消でやるということであれば、天北厚生園も老人ホームもあるから、そちらのほうにも提供できるように規模を少し考えていただきたいと、こういう話をした経過がございます。そういう関係もあって、学校給食という学校を外れて給食プロジェクトという名称に変わりました。はっきり言ってその当時は、どこが主体的にやるかという話はありませんでした。ただ、町も農協さんも協力してほしいと、こういう話でありますから、町もできるだけ協力をすると。そして、有機栽培等々に取り組んでほしいと、こういうような話をいたしまして、2年間、22、23年と当時の所長さんが一生懸命手伝って、我々を引っ張っていただきました。

そうして、24年度になって、ちょっと普及センターの力の入れぐあいが低くなったなど、こういう認識をしています。当時24年度も10万円の予算を町も組みましたけれども、そんなに圃場を大きくしないので、23年度よりも規模を縮小するので、そんなにお金は要らないと。私の記憶では2万円程度という話がありました。途中で規模拡大をしていく方向であれば、まだお金があるので、遠慮なく私どもに言ってくださいという話をしました。そういうことで、私は大分力の入りぐあいが薄くなったなど、小さくなったなど、こういう認識をしております。当時スタートしたときについてはこれを推進するために、今柳澤議員から話がありましたとおり、農家の一線を退いた人たち等々についてバレイシヨをつくってもらったり、ニンジンをつくってもらったり、タマネギをつくってもらう、そういう方向にいきたいと、こういう話もありました。しかしながら、なかなかそういう面では私は進んでいないのでなかなうかなと思いますし、途中では、私には直接来ませんでしたが、事務局も普及センターから役場のほうで引き受けてくれないかと、こういう話もあったと。いろいろありました。しかしながら、ことしも何とか総会を開いて進めていくという話になりまして、私はその後、天北厚生園が主体的にあそこの圃場を利用していますから、天北厚生園の施設長に来ていただいて、このプロジェクトが終わった後も今度天北厚生園が主体的に多機能作業所として地元の人たちに農産物を提供できるよう

に規模拡大を図ってもらえないかと、こういう要請を今しているところです。施設長も私も利用者の収入にもなるので、できるだけそういう方向で取り組んでいきたいというお話を聞いておりますから、私たちはこのプロジェクトが終わった後も天北厚生園を核にしながら、そしてなおかつ農業者の一線をのいた人たちにできるだけお願いをしていながら、地元でとれる農産物を給食等で利用できるように取り進めていくと、こういうような考え方を持って今後このプロジェクトが終わった後も進めていきたいと、こういう考え方を持っているところであります。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 双方とも6次産業も地産地消給食も今進めている段階なので、よりボリュームが広がるようにぜひ進めていっていただきたい。普及センターも町長が言われるように人がかわるわけで、かわれば今度その普及員の専門も変わるわけで、そうするとなかなか普及センターにおんぶにだっこというわけには当然いかないわけで、農協もそうですけれども、町内独自でやっぱり取り組むようにしていただきたい。そして、一日でも長く給食として提供できるように進めていっていただきたいと思います。

それで、6次産業の事業で交付金等をまだ使うところについていないと。それで、これから何を6次産業として育てていくかという段階だと言われたのですが、いろいろ検討することは私はそれはやぶさかでないと思うのですが、私も何回も言っているようにおいしい牛乳と言い出したのは第6期総合計画から言っていますよね。それで、第7期においても何とか地元の牛乳を今度は本当に飲めるように検討していくと答弁があったはずなのだ。そうすると、絶対それにしなさいよとは私は言いませんけれども、それはもう十分核として考えていける余地はもうあるのだと私は思うのです。これからどれがいいだろう、これにまた何年もかかるでしょう、きっと。ことし1年かけて結論が出ればまだいいけれども、最終的にはまだ絞れていませんという話になりかねない。牛乳なら牛乳でいいでしょう。これを6次産業化、少なくとも6次にならなくてもいいからやっぱり酪農地帯に住んでいる住民にそこで搾れた牛乳を飲んでもらおうと、これだけで6次にはならないかもしれないけれども、4次や4.5次には十分なるでしょう。だから、そういうふうにある程度絞っていかないと、検討する、中身を絞るで時間が過ぎてしまうので、どうか中頓別町民に地元の牛乳を飲んでもらうというふうな考え方をひとつ持って進めていっていただきたいというふうに思います。

今質問しても答えられることはないと思うので、一応私の希望を述べて、質問を終わります。

○議長（村山義明君） これで柳澤さんの質問は終了いたしました。

引き続き、受け付け番号5、議席番号1番、宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） 受け付け番号5番、議席番号1番、宮崎です。民間アパートの建設補助について質問します。

民間アパート建設への補助金条例がスタートしましたが、応募はあったのでしょうか。

もしあれば建設地や事業内容を伺います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 宮崎議員の民間アパートの建設補助について、中原産業建設課長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） ご答弁いたします。

民間アパートの建設につきましては、1法人から5月27日付で確認申請書の提出があり、現在宗谷総合振興局で審査中でございます。助成条例に基づく認定申請は、確認済み証の交付後に行うこととなりますが、当該法人から整備内容や手続等に関する事前協議はされております。建設場所につきましては、役場庁舎と旧営林署庁舎の間の敷地で、1棟4戸、1LDKが2戸、2LDKが2戸を2棟建設する内容となっております。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） 場所が役場庁舎と旧営林署庁舎の間の敷地ということですが、条例制定時に町長のほうから候補地が2カ所あって、1つはあかね団地のほうのお寺の裏の町有地で、もう一つが今回の土地で、個人の所有であるというお話があったと思います。個人の所有であるということは、もちろん町有地ではなく、恐らく事業者さんの土地でもなかったと思いますが、今現在この土地の所有についてはどうなっているのでしょうか。

また、2つあった候補地から町有地ではなく個人の土地を選んだということには何か理由があったのか。例えばもしそれが土地の購入価格であるとしたら、町有地と個人の土地でどれくらいの差があったのか。面積に違いはあると思いますが、町有地だった場合の総額と平均額、個人の土地についても同様におわかりになればお答えいただきたいと思います。

そして、これは建物についてですが、1LDKと2LDKで2種類の間取りを予定しているということですが、それぞれの工事費と、全部で2棟8戸になると思うのですが、工事費総額、そしてそこに充てられる助成金の額はそれぞれ幾らになるでしょうか。お答え願います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 条例制定のときにお話ししたとおり、役場の横とお西の裏側、あかね団地、その2カ所が候補地になっていると。これは、今回建設をする法人の人に私が話をしたわけではありません。私が話したのはあかね団地のほうを話しましたが、この土地の関係についての手続をしているのは、全部稚内信金さんがやっています。それで、お金だとか何かも一切私聞いておりませんから、西団地の裏とここの隣の単価と、そういうものを比較をしたこともありません、はっきり申し上げて。一番は稚内信金が積極的に進めて土地の取得や何かにも手をかしていったと、こういうことで土地の関係についてはご理解をいただければなと思っています。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 建設工事費については、先ほど答弁いたしましたけれども、まだ正式な形で認定申請が出てきているわけではございませんけれども、建設予定者から聞いたところによると2棟で7,700万円以上ということでございます。それで、8戸でございますから、1戸の補助金の限度額は300万ということでございますので、建設工事費が7,700万ぐらいだということになると補助金については2,400万になろうかというふうに思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） 今土地の件に関しても町長のほうからお答えをいただいたとおりにかと思うのですが、町としては本来助成条例を適用する以上は少しでもプラスになる形、自己所有の土地がなくて、適当な町有地があるならそれを購入していただくというのが町有地の有効活用にもつながるのかなというふうには思えます。町のほうはそんなにかかわりを持ってはいないというふうに今町長にお答えいただきましたけれども、私なりにも一応調査をさせていただきまして、今回のこの土地については今年の3月、町が購入をしようとしながら、その理由と土地の情報の不十分さから修正削除された土地購入費、その土地と同じ所有者の土地であり、ともに抵当権の設定がなされていたものを今町業者さんが購入をしたということだと思えます。これが例えば値段に関しても恐らく町のほうで余り把握をされていないのかなと思えますけれども、ですので偶然であるということなのか再度確認でお伺いをしたいと思います。

そして、これは事業者についてですが、この1法人というのは1年前一般質問でお伺いをした製箸工場をお持ちの法人であると思えます。土地についても事業者についてももし違っていたら違ってお答えをいただければいいと思えます。そうであると仮定をしてお伺いをいたしますが、一般質問させていただいた天そげ箸の製造販売は再開されたのか。これまでの間に再開されたということであれば、新たな事業にということも理解できますが、もしいまだに再開されていないということであれば、今後について確認をしていただかなくてはならないと思えます。以前の補助事業が全うされていないとしたら、町として具体的にいつまでに再開をしてもらうのか。私は、最低限現体制の任期内でなければならないと思えます。一応質問をさせていただいているわけですから、逆にいつまでに稼働するべき期間のうち稼働していなかった期間分の補助金を返還してもらうのか。1年前は価格が合うとか合わないという答え方だったのですけれども、正直値段は関係ないと思えます。補助を受けているわけですから、国内外の大量生産工場、企業と価格が合えばということは現実的ではないと思えますので、土地と事業者、この2点について再度お答えいただきたいと思えます。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 土地については、私が土地所有者に電話をかけたこともありませんし、要請したことも一切ありません。その関係については、さっきお話ししたとおり、稚内信金さんが全部手続をやったそうであります。稚内信金さんから話を聞いていますか

ら、そういうことでありまして、稚内信金さんが勧めたのは役場の横を勧めたと。その理由は、私が聞いたところによりますと建てた建物等々の会社の宣伝にもつながると。お西の裏よりも人通りが多い場所であるので、そういう面も含めてそこに決定をして購入したと、こういう話を稚内信金さんのほうから私は聞いています。それ以上のことは、私が口を挟むべき問題でありませんから聞いておりませんが、土地の関係についてはそういうことであります。

また、製箸工場の関係については、担当課長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） 私どものほうも天そげの工場を再開したというふうな話は直接は聞いておりません。利休箸については、この間説明したとおりで、規模を拡大して継続をしているというふうに聞いておりますし、実際に製造はされております。

先ほど出た、前回のときもお話ししましたけれども、基本的に天そげに移行できるという会社側のスタンスが確定されれば、当然私どものほうから提供している事業資金を使って整備をするということになりますので、それはできるだけ早い段階で移行していただくことにこしたことはありませんので、当然それはその段階になったときに移行していけばよろしいというふうに私は思っておりますし、現段階では、先ほど議員としては単価の問題について言うておりましたけれども、単価が合わないとなったときの実際の工場を自分に置きかえて、私に置きかえて考えてもなかなかこれは難しいところがありますし、ただ工場そのものは先ほど言ったとおり天そげと利休両方を対応するという考え方はもともと持っていたように聞いておりますし、実際に私も直接話を聞いたときにも利休については事業規模を拡大した中で、移動した中で行ってきている経過もありますので、その辺の推移は今後も見ていきたいというふうには思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） わかりました。ぜひ以前の事業についても再開を進めていただきたいと思います。

私の一般質問は以上です。

○議長（村山義明君） これで宮崎さんの一般質問は終了いたしました。

引き続き、受け付け番号6、議席番号4番、東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 受け付け番号6番、4番、東海林であります。私は、2点について質問いたします。

1点目は、行政運営と福祉施設のかかわりについてお尋ねいたします。私は、この町の将来は福祉施設の増設、拡大により利用者と介護者を含めた施設関係者による人口の維持、経済活性化に期待をしております。一方、施設運営については町の負担も多く、これ以上の負担に耐えられるのか疑問もあります。町長としてこのかかわりをどう感じているのか伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 東海林議員の行政運営と福祉施設のかかわりについてお答えをいたします。質問の趣旨と答弁内容が合致しているかどうかは別にして、質問の趣旨に沿って私が答弁をいたしますから、間違っ、間違っているというか、質問の趣旨と合わなかった部分があればぜひ言っていただければと思います。

本町におきましては、これまで福祉施設に対して施設建設に係る費用以外の負担はしておりません。ただ、ルール分等々については負担をしておりますけれども、基本的には今後も同様であると考えております。ただ、町が設置し、運営を委託しているデイサービスセンターと訪問介護サービスセンターにつきましては、委託業務でありますから不採算分の額につきましては町が負担をしているのが実態であります。しかし一方、介護保険会計では介護給付費で12.5%から19.75%の負担割合が発生し、年々増加傾向にあり、福祉施設の増設や拡大により町民の利用が多くなればなるほど町の財政や個人負担に影響があるものと考えているところでございます。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 町長から先にくぎを刺されましたけれども、私の質問がでは悪かったのでしょう。ということでお話しします。

町長は、以前私のこの種の質問に対して、施設の拡大等々を考えてもその利用者が町民であれば町の持ち出しはふえていくと、こういうお話をされたことがありました。そういう意味で、どんな持ち出しがあるのかちょっと調べさせていただきましたけれども、例えばです。養護老人ホームの入所関係で見ますと、平成22年では歳出総額が9,400万ほど、それに対して歳入関係では入所者の負担分と交付税分を合わせて8,100万、約1,300万の不足が生じています、歳出と歳入を端的に見ますと。これはどこで負担という意味でいって現実的でないとするばどこが払ったのですか。これは、言うなれば町費で払っているわけですがけれども、それを私は負担という言い方をしました。それから、平成24年度で見ますと、歳出関係では1億320万、歳入の関係で見ると1億ちょっとなのです。そうすると、300万。25年度でも四百五、六十万の負担が出てくる。負担というか、町費支出が出てくるというように私は考えて、町がやはり町民の利用者がふえるとそれなりに町費を持ち出すことは多くなるよと、この理屈はわかります。ただ、私はそういったことはありながらも、では私が言っているように施設を拡充し、拡大する、そのことによって利用者、職員がふえる、そういった町総体の経済活性化だとか、これは職員がふえ、人がふえると交付税にも影響してくるわけですから、そういった町全体を、地域のまちづくりを見たときに、福祉施設の拡充等々に考えての町費負担と、それからいろんな地域活性化に基づく利益を見たときに町長はどんなことを考えているのかなと聞いたのがこの1問目なのです。ですから、負担はしていませんではちょっと理解に苦しみます。

それで、それと同時に例えば施設の改築も特養では検討しているはずですが、その後の進捗は聞いておりませんが。例えば国の基準であるユニット方式でやると莫大な経費もかかりますし、大変なものだろうと。そして、一部ユニット方式にするとしても利用者

の負担が莫大なものになります。今の試算でいうと12万から15万円というのです、利用者の負担が。そうすると、なかなか入る人を選ぶこと、入所させることも大変だということで、道内のある自治体では町費でも若干負担しているということも伺っております。こういうことになると、町長が言っているように施設を拡充、拡大しても町費の持ち出しがありますよ、これはわかりますけれども、でもこの町の行く末として福祉施設の充実、そこに働く者、利用する者の地域の経済的な活性化と地域づくりのためには私は必要でないのかなど。考えてみたら、今この福祉施設が町にとっては一番の大企業ではないですか。そういう意味で、町長の行政スケールの中でどう感じているのですかと聞いたのがこの1問目なのです。よろしくをお願いします。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 端的にいきますと、養護老人ホーム等についてはそれぞれ今お話ししたとおり町民の入所に対して交付税算入がされると、これは介護保険は関係ありませんから。ところが、それと同じようにそしたら介護保険で普通交付税にどのぐらい交付されるのかというと、単純な計算でありますけれども、300万弱ぐらいしか入っていないと。先ほどお話ししたとおり、介護保険の会計には十何%台の負担をしているわけでありますから、その額平成25年度で2,900万ぐらい一般会計からの繰り入れをしております。また、デイサービスセンターや訪問介護サービスの関係については、町の委託業務でありますから、その部分だけで収支で赤字になればそれだけ持つと。担当のほうから話を聞いている中では、平成24年度分でデイサービスと介護サービス負担だけで1,400万、約1,500万ぐらい一般財源を持ち出している。こういうことをかみ合わせると、交付税が300万弱しかないのに4,000万以上のお金を出している。これは、一般財源を出しているわけでありますから、交付税で入っているいろんな諸経費の部分からの繰り入れをしたり、または税金から繰り入れしたり、いろんな部分から繰り入れをしているわけでありますから、それがだんだん、だんだん介護保険が地元の人たちがふえることによって介護保険会計にも繰り出す分がふえますし、また一方でデイサービスや訪問介護サービスを受ける人たちが特養に入ることによって利用しなくなると。片方を利用されれば片方を利用されなくなると、こういうようなことにつながっていくのかなと思います。

しかしながら、今これからは国もいろんな地方公共団体の意見を聞いた中で、住所特例の拡大をしようとしております。これは、今はグループホーム、それから特別養護老人ホームもそうでありますけれども、全部住所特例でありますから、出身のまちから特別養護老人ホームに入所した場合については出身地のまちが負担をすると、こういうような形があります。そういう面で、今いろんな町村から、特に大都市から地域から来る人たちが真っすぐ施設に入って、今はそのまちの都市でお金を払っているけれども、やっぱり住所特例にするべきだと、こういうような話も恐らく東海林議員も聞いているのではなからうかなと思います。そういう意味でどのぐらいが適当なのか、これは大変難しい状況でありま



す。私が町長としていろんな施設を増築、拡大、拡充をすることによって町費がふえて、そして個人負担がふえて大変だということと、また一方先ほど言ったように経済的な効果、いろんな面の効果がどうあるのかと、それと本当に比較をした中で判断をしていかなければならないことではなかろうかなと思います。そういう意味では、私は単純に今まで増築をして、それぞれ人が利用すればするほど町の負担もふえると、こういうことでありますけれども、しかしながら町外からうんと入ってこられることによって町もそんなに負担は大きくなるということもありますし、ケース・バイ・ケースの関係で考えていかなければならない面も多々あるということをご報告して、答弁にかえさせていただきたいと思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 町長のおっしゃるとおりなのだけれども、私の言うこともそういう意味では正当性があると思って私言っているのです。

一体町長、ではこの町これからどうなるのですか、何に期待するのですか。農業といっても50戸足らずになってしまって、農協さんの維持も大変だという話も聞いております。しかし、第1次産業として町民みんなが期待していることも事実です。絶対だから農業者は少なくしない政策もとってほしいと思いますけれども、やはりここでもう一歩前へ出るのでないかと期待できるのがこの福祉施設の増設というか、拡充というか、これは一般住民みんなそう思っています。私だけでなく、単純に考えたらみんなそうしたらいいのではないかと。稚内市が今40名の定員増を特養で図りました。あれは、30名だったものが市民が30名くらいでどうなるのだということで50名を要望して、中をとって40名になったという話が有名ですけれども、そういうふうにやはり市であれば市の利用者が多いということで、これまた市も負担面も大変だということも思います。当町もどういった実態になるかはわからないにしても、今も町長が申されたように半分他市町村から要望あった人たちを利用させていただくということになれば、これまた町にとってはメリットも出てくるわけで、そのことによって職員が数十人、家族を入れたら100人ももしふえるとすれば、そういうところにやっぱり期待したがるというのが私を含めて単純な町民の考え方ではないでしょうか。

それで、町長、どっちがいいかというそのメリットとデメリットをよく考えてやるということはわかりますけれども、この町の生きる道としてそこを重要にするのもまちづくりの視点ではないかと思うのですが、町長、そのところに積極的にもう一度考えていただくようにこれはお願いし、そういう考え方があるか、もう一回聞きます。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） はっきり申し上げて町立ではありませんから私の権限が100%及ぶわけではありませんけれども、南宗谷福祉会、福祉法人のほうがそういう考え方、私どもがもう少し定員を増員をしてやっていただけないかという話に福祉法人のほうが乗るのであれば、私は積極的な応援をしていきたい、こういう気持ちを持っているということをお話をして、答弁にかえさせていただきたいと思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） ありがとうございます。

施設が渋るのは、マンパワーの確保が問題だという話をよく聞きます。そういった事情は施設の事情としてあると思いますが、これはやっぱり町の方向として、町長の方向として行政指導をするべきだと。町の人のためにです。町長のために言っているのではないです。町が期待していることを実現できるような方向で進んでいただければと思います。これは最後の要望でございます。

次に参ります。2点目は、エゾシカ駆除後の処理対策について。非常に短い文章で失礼ですが、昨年の駆除実績から見ると本年の駆除目標は大きな数になりました。これは、当初150、今回の追加で350、500頭になりました。これを受けて、今度残滓処理が大変だろうなという思いが先に出て、こういう質問になりました。よろしくをお願いします。

○議長（村山義明君） 町長。

○町長（野呂智雄君） エゾシカ駆除後の処理対策について、平中産業建設課主幹に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 平中産業建設課主幹。

○産業建設課主幹（平中敏志君） ご答弁させていただきます。

エゾシカの駆除につきましては、狩猟者の多大なるご協力によりまして、捕獲頭数は平成23年度で260頭、平成24年度で453頭と大幅に増加しているところであります。国の平成24年度補正予算による鳥獣被害緊急捕獲等対策事業を実施するに当たり、議員もおっしゃられておりましたが、平成24年度当初は150頭を目標にしておりましたが、この緊急捕獲事業を取り組むに当たりまして24年度実績に基づきまして年間500頭の目標を設定したところでございます。

捕獲したエゾシカの処理につきましては、平成25年度は従来どおり捕獲者による現地埋却処理対応とさせていただくこととしております。ただ、今後のエゾシカ等の残滓処理につきましては、平成25年度に施設整備に対する検討協議を行い、平成26年度設置というスケジュールで進めていくよう検討しているところであります。施設整備に向けた検討につきましては、4月25日に猟友会や農業団体等による準備会を開催し、検討会の構成員や検討内容、検討スケジュールについて協議を行っており、6月中には検討会を設立し、具体的な施設の整備の方向性や運営方法等について協議を進めることとしております。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 補正予算にも計上されておりますが、350頭の追加というのは全く妥当な数字だと思います、これまでの実績からいって。それから、繁殖状況から見るとそう思います。これまでの150頭というのが逆に補助制度に基づいた上限の数字だったというふうに聞いておりますので、これもやむを得なかったと思います。どうかエゾシカの被害、農業者の皆さんもさることながら、立木が大変食い荒らされているという実態も私も見ておりますので、特に内陸にある当町としての被害が大きいという想像はでき

ます。

そこで、残滓処理の方法ですが、これは私も随分前から言っているのですけれども、調査研究するという過程で今までできております。最近になって枝幸町方式というか、ああいっただいゆる個体を消滅させる、腐らせるというか、発酵等々で個体を消滅させるという方法もあるというふう聞いて、これまた余り金がかからぬのかなと思いましたがけれども、私は駆除ということからすればいなくなればいいのですけれども、やっぱり与えられた自然の恵みというふうに捉えると、何とかこれも加工して、かつ利用できるものにできないのかなという思いだけは持っております。現実には豊富町でそういった加工もしているそうですから、何とかそれをも含めて駆除をし、付加価値を高める方法を考えていただきたいと思いますが、この検討会議の中ではそういったことも出ていましたのでしょうか。その辺伺います。

○議長（村山義明君） 平中産業建設課主幹。

○産業建設課主幹（平中敏志君） 議員がおっしゃられましたが、エゾシカ等の加工等の検討につきましては、現時点では検討していないという状況であります。やはり食肉として利用するには非常に条件が厳しい。30分以内の処理が必要ですか運搬体制をどうするかというところがありまして、現時点では残滓処理の施設というところでの検討としてるところであります。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 私の希望を申し上げたわけですが、しかしやはり有効活用というか、処理をしてどうしてもだめなものはこれはやむを得ないと思うのですけれども、そういったことで何らかの利用効果が出てくる方法があるとすればそれを含めて検討していただきたいと思う。これは私の願いですが、それはもう一つは残滓処理の方法が今までの埋設、あの鹿、100キロ以上もある鹿もいるそうですけれども、あれを埋設しているという現実がちょっと考えられないのです。それで、今までは6,000円でした。それが今度は国の制度に基づき、道補助が6,400円、1頭につき1万2,400円、これならやりがいがあるかなとも思うのですけれども、現実に例えば3頭撃った、5頭撃ったで、それをあの個体を埋設するほどの土を掘らなければならないという、それでは重機持っていかなければならないのでないかと、山奥まで。どうも現実的でないと思うのです。それを500頭の目標を立てたのです。これをハンターの皆さんに500頭とって、500個の穴を掘って、ちゃんとやれよと言えるのかなと。この辺を行政指導する側として、これどのぐらいの穴を掘るのですか。1メートル以上は掘らなかったらあの個体埋設できないですね。山の中であの鹿を埋めるのに1メートル以上の穴を掘ってやれるのか、ちょっと現実的に想像つかないのですけれども、行政指導する側としてはやっぱりそれを求めていかざるを得ないと思うのですけれども、実態はどうなのでしょう。ぜひそこら辺の苦勞をハンター個人に負担を求めるのではない方法も考えてあげていただきたいなと思うのですが、いかがでしょう、最後に。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） エゾシカの残滓処理の関係については、先ほど答弁もさせていただきますとおりに、現状においては鳥獣保護法に基づいて埋却、埋設処理の方法で行っていただくしかないのが現状でございまして、ただ聞くところによると捕獲したところに小型のユンボ等を持って行って、掘って埋設しているだとかという話も聞いておりますし、鳥獣保護法上は埋設に当たっては風雨等で捕獲した鳥獣が見えるような状況にならない程度に埋設しなければならないというふうになっておりますし、そういった範疇でハンターさんたちは適切に処理されているというふうに思っているところでございまして、今年度については、今年度についてはといたしますか、来年度残滓処理施設ができるまでの間については、そういった対応でぜひともハンターさんをお願いをしていきたいということでございます、今の段階では、そういうことでご理解をいただければと思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 再々質問を終わりましたので、これでやめますけれども、私が言っているのは全て狩猟者の負担にしないで、昨年も町が実施した特別期間を設けて、埋設の応援が町がやったということもありましたよね。ああいったことを何回かでもやらなければ、また500頭にふえた目標が達成できないおそれもあるかなと思って、町の役割は考えていますかというのも聞きたかったのです。そういうことで、ぜひ鹿駆除についても本腰を入れてきたと思いますので、効率的な駆除をしていただきたいと思います。

終わります。

○議長（村山義明君） これで東海林さんの一般質問は終了いたしました。

以上で一般質問は終了しました。

ここで議場の時計で3時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時18分

再開 午後 3時25分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

#### ◎議案第40号

○議長（村山義明君） 日程第12、議案第40号 中頓別町子宮頸がん・インフルエンザ菌b型（Hi b）及び小児用肺炎球菌予防接種費用助成に関する条例の廃止の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第40号 中頓別町子宮頸がん・インフルエンザ菌b型（Hi b）及び小児用肺炎球菌予防接種費用助成に関する条例の廃止について、小林保健福祉

課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） 議案４０号についてご説明をさせていただきます。

中頓別町子宮頸がん・インフルエンザ菌b型（H i b）及び小児用肺炎球菌予防接種費用助成に関する条例の廃止について。

中頓別町子宮頸がん・インフルエンザ菌b型（H i b）及び小児用肺炎球菌予防接種費用助成に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。

改正の趣旨でありますけれども、予防接種法の一部を改正する法律が平成２５年３月３０日に施行されまして、子宮頸がん、インフルエンザ菌b型（H i b）及び小児用肺炎球菌が定期の予防接種、A類疾病となったことに伴い、町独自の助成制度そのものの廃止とするものであります。

本文を読ませていただきます。中頓別町子宮頸がん・インフルエンザ菌b型（H i b）及び小児用肺炎球菌予防接種費用助成に関する条例を廃止する条例。

中頓別町子宮頸がん・インフルエンザ菌b型（H i b）及び小児用肺炎球菌予防接種費用助成に関する条例は、廃止する。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第４０号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第４０号 中頓別町子宮頸がん・インフルエンザ菌b型（H i b）及び小児用肺炎球菌予防接種費用助成に関する条例の廃止は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第４１号

○議長（村山義明君） 日程第１３、議案第４１号 戸籍事務の一部委託に関する協議の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第４１号 戸籍事務の一部委託に関する協議について、和田総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） 提案理由の説明の前に、ただいま事務の委託に関する地方自治法上の関連条文と、それから裏面にこれからの戸籍電算共同利用化のスケジュールを配付いたしましたので、ご参照いただければというふうに思います。

40ページをお開きいただきたいと思います。議案第41号 戸籍事務の一部委託に関する協議について。

地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、別紙のとおり規約を定め、戸籍事務の一部委託に関し、浜頓別町及び豊富町と協議することについて、同条第3項で準用する同法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成25年6月17日提出、中頓別町長、野邑智雄。

43ページの提案理由でご説明を申し上げます。戸籍の電子化、事務の電算化は、平成6年度の制度改正で磁気ディスクによる管理が可能となって以来全国的に導入が進んでおりましたが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により東北地方の自治体において庁舎流出による紙戸籍消失の事態が発生したことを契機に一気に進みまして、平成25年4月時点で道内179自治体中142自治体、約8割が電子情報処理組織、これは要するにコンピューターによる戸籍システムであります。これによる事務に移行しております。法務省も戸籍副本データの電子、電算化を進めておりまして、平成25年度から全国市町村とのネットワーク化が進む中、宗谷3町、中頓別町、豊富町、浜頓別町でございますが、の間でも電子情報処理組織による共同利用の協議が首長段階で調いまして、平成26年9月末の稼働を目指すことになっております。戸籍データのセットアップ、これは紙媒体から電子化する作業でございますが、の着手、戸籍事務の委託を道に届け出が必要になりますが、これをやるに先立ちまして正副サーバー等が置かれる浜頓別町に本町及び豊富町の戸籍事務の一部である電子情報処理組織の管理及び執行に関する事務を委託するため、別紙規約を議会の議決を経て、協議により定めるものでございます。

規約本文の読み上げにつきましては省略をさせていただきます。以下内容についてご説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

この規約につきましては、第1条から第9条で構成されておりまして、第1条は規約の目的でございます。地方自治法第252条の14第1項を根拠とする事務の委託方式により3町が共同して戸籍事務の一部を行うことを規定し、第2条では委託事務の範囲として中頓別町と豊富町が電子情報処理組織の管理及び執行に関する事務を浜頓別町に委託することを規定しております。

第3条には委託事務の管理及び執行の方法として、本規約及び受託町の条例等が適用されることを、第4条には委託事務に要する費用の負担と収支を受託町である浜頓別町の歳入歳出予算に分けて、わかるように分別して計上する規定になっております。なお、昨年12月19日の常任委員会でもご説明のとおり、電子情報処理組織による共同利用につきましては、ごみ処理のように質を伴いませんので、基本的に費用については3町で均等

に負担することで事前の協議が調っております。委託町である本町、豊富町は、委託事務部分としてそれぞれ費用全体の3分の1ずつを浜頓別町に負担するという形になっておりますので、ご理解をお願いいたします。

第5条には委託事務の決算の処理を、第6条には連絡会議等について、第7条には条例等改廃の場合の措置を、第8条には委託事務の全部、または一部を廃止する場合の規定を、第9条は規約に定めのない事項の取り扱いをそれぞれ規定したものでございます。

附則につきましては、規約の施行年月日を戸籍システムの運用が始まる年度の初日、これは予算の関係もでございますので、平成26年4月1日からというふうにしてございます。

なお、戸籍の電子化、事務の電算化に伴いまして戸籍データの作成業務が平成25年度、26年度の2カ年事業というふうになることから、先般3月の定例会の平成25年度一般会計予算におきまして業務の期間とシステム構築、端末機の導入経費を合わせた限度額3,725万6,000円を債務負担行為として計上し、議決をいただいているところでございます。

また、この規約につきましては、今後のスケジュールの一番上のほうにもあろうかと思いますが、6月14日の浜頓別町議会で議決をいただきまして、豊富町の議会においても6月20日までに議決をいただく運びでございますので、本議会におきましても何とぞ議決を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由にかえさせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第41号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号 戸籍事務の一部委託に関する協議の件は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第42号

○議長（村山義明君） 日程第14、議案第42号 北海道市町村総合事務組合規約の変更の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第42号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について、和田総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） ご提案申し上げます。

44ページをお開きください。議案第42号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更する。

平成25年6月17日提出、中頓別町長、野邑智雄。

今回の改正につきましては、47ページの説明要旨にございますように本町が加入しております北海道市町村総合事務組合におきまして、北空知圏学校給食組合の加入によりまして共同処理する団体の変更について組合構成団体の協議が必要となりますことから、本案を提出するものでございます。

46ページ、新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表の現行の別表第1の空知総合振興局（34）を空知総合振興局（35）に改め、空知中部広域連合の次に北空知圏学校給食組合を加えるものでございます。

別表第2、第9項中、空知中部広域連合の次に北空知圏学校給食組合を加えるものでございます。

45ページの附則にございますが、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行しようというものでございます。

以上で説明を終わりますので、よろしくご審議を願います。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第42号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号 北海道市町村総合事務組合規約の変更は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第43号

○議長（村山義明君） 日程第15、議案第43号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更の件を議題とします。



提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第43号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、和田総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） ご提案申し上げます。

これも議案第42号と同じ趣旨でございます。48ページをお開きください。議案第43号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を別紙のとおり変更する。

平成25年6月17日提出、中頓別町長、野邑智雄。

51ページの説明要旨でございますが、本町が加入しております北海道町村議会議員公務災害補償等組合におきまして、北空知圏学校給食組合の加入により共同処理する団体の変更について組合構成団体の協議が必要となりますことから、本案を提出するものでございます。

50ページ、新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表の現行の別表第1に北空知圏学校給食組合を加えるものであります。

49ページに戻りまして、附則にありますように、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行しようというものでございます。

以上で説明を終わりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第43号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第44号

○議長（村山義明君） 日程第16、議案第44号 平成25年度中頓別町一般会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第44号 平成25年度中頓別町一般会計補正予算につきましては、和田総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） それでは、議案第44号について説明を申し上げます。

議案の1ページをお開きください。平成25年度中頓別町一般会計補正予算。

平成25年度中頓別町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,635万5,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ28億4,238万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条であります。既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成25年6月17日、中頓別町長、野邑智雄。

4ページをお開きください。第2表、地方債の補正は、財源の振りかえに伴う過疎対策事業債の限度額の変更でございます。過疎対策事業債の限度額を変更前7,110万円から変更後7,510万円とするもので、内容といたしましては歯科診療所増改修事業の限度額を変更前1,000万円から変更後1,400万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。これは、歯科診療所の備品である歯科デジタルレントゲン装置の財源を地域づくり総合交付金から過疎対策事業債に振りかえたことによるものでございます。

それでは、事項別明細書、歳出からご説明いたします。9ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、5目企画費では、既定額に78万円を追加し、7,030万2,000円とするもので、19節負担金補助及び交付金で平成23年度から継続しております東日本大震災子ども支援プロジェクト実行委員会への補助金を計上するものでございます。これにつきましては、まちづくり推進課から説明資料が配付されておりますので、ご参照願います。

11目社会資本整備総合交付金事業費では、新たに50万円を計上し、15節工事請負費で寿公園管理棟前の観光看板の内容を刷新するため同額を計上するものでございます。

2項徴税費、1目税務総務費では、既定額に14万7,000円を追加し、532万3,000円とするもので、13節委託料で給与支払い報告書や年金データを取り込み、賦課計算するためのパソコン1台及びライセンス料を確定申告賦課計算電算処理委託料として計上するものでございます。

10ページをごらんください。4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費では、既定額に81万円を追加し、9,696万8,000円とするもので、19節負担金補助及

び交付金で合併処理浄化槽設置整備補助金として5人槽1基分81万円を追加するものでございます。

11ページでございますが、6款農林水産業費、1項農業費、2目農業振興費では、既定額に202万円を追加し、7,194万6,000円とするもので、11節需用費では青年就農給付金事業で使用する消耗品、車両燃料費35万2,000円を追加するほか、12節役務費において郵便料、電話料合わせて1万8,000円を追加するものでございます。19節負担金補助及び交付金では、農業担い手育成事業として松音知地区の旧教員住宅1棟を酪農研修生受け入れ住宅とするため総額330万円で改修するもので、道担い手育成センターからの半額補助の半分、残り165万円を計上するものでございます。

4目有害鳥獣対策費では、既定額に530万円を追加し、761万8,000円とするもので、8節報償費でエゾシカ捕獲に係る報償費を当初予算計上の150頭分に350頭分を加え500頭分とするもので、210万円を追加計上しております。19節負担金補助及び交付金も捕獲者への補助金として500頭分320万円を新規計上しております。なお、報償費については、1頭当たり6,400円、補助金については6,000円というふうになっております。本件につきましても産業建設課から説明資料が配付されておりますので、ご参照願います。

12ページをお開きください。7款商工費、1項商工費、2目観光費では、既定額から60万9,000円を減額し、3,552万2,000円とするもので、内容はジオツーリズム推進事業予算を組みかえるものでございます。13節委託料で計上していた外部へのガイド養成支援委託料170万円を減額し、自前養成のため8節報償費で30万円、9節旅費で11万6,000円を講師招聘のための予算として新たに計上しております。11節需用費では、ジオサイト内の花木等の説明板作成に48万4,000円、根元が腐食して危険な状態にある鍾乳洞の案内看板の修繕料として16万1,000円を追加計上するものでございます。19節負担金補助及び交付金3万円は、かつてライダーハウスに宿泊された本州ライダーからご厚志が寄せられたことから、その意に沿って運営補助金として追加するものでございます。

13ページをごらんください。9款消防費、1項1目消防費では、既定額に299万7,000円を追加し、1億8,867万7,000円とするもので、19節負担金補助及び交付金で同額を追加するものでございます。これにつきましては、末尾につけた消防からの予算資料でご説明いたします。一番裏でございます。一部事務組合の組合予算におきましては、常備消防費、消防支署費として中頓別駐在所前の消火栓1基、仕切り弁と聞いておりますが、の漏水修理に34万7,000円、指令車、その燃料ポンプ修理に15万円、合わせて49万7,000円を追加するものでございます。

消防施設費では、工事請負費として昭和54年及び55年に建設された消防吏員待機宿舎3戸の浴室が老朽化のためタイルの剥離、浴槽の水漏れなどが生じておりまして、ユニットバス化するための250万円を計上するものでございます。消火栓の漏水修理及び待

機宿舍のユニットバス化につきましては、説明資料としてさきに図面等をお送りしておりますので、ご参照をいただければと思います。

14ページにお戻りいただきたいと思います。13款諸支出金、1項特別会計繰出金、1目特別会計繰出金、28節繰出金では、老朽化した大型特殊教習車購入のため自動車学校事業特別会計へ441万円を繰り出すものでございます。

6ページへお戻りください。歳出合計、既定額に1,635万5,000円を追加し、28億4,238万8,000円とするものでございます。

続いて、歳入についてご説明いたします。7ページをお開きください。13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、既定額に35万円を追加し、5,995万6,000円とするもので、1節社会資本整備総合交付金として寿公園の観光看板整備事業に35万円を充当するものでございます。

14款道支出金、2項道補助金、3目農林業費補助金では、既定額に357万円を追加し、1億335万2,000円とするもので、14節鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業補助金として320万円、15節青年就農給付金推進事業補助金として37万円を計上してございます。

4目商工費補助金では、既定額から40万円を減額し、110万円とするもので、1節地域づくり総合交付金を同額減額するものでございます。

17款繰入金、1項基金繰入金、5目ふるさと応援寄附基金繰入金は、歳出でご説明いたしました、ライダーハウス運営のための寄附金3万円を新たに計上するものでございます。

8ページでございます。18款繰越金、1項1目繰越金では、既定額に1,080万5,000円を追加するもので、1,081万5,000円とするものでございます。これは、各会計の一般財源に充当するものでございます。

19款諸収入、6項1目雑入では、既定額から200万円を減額し、839万8,000円とするもので、当初予定しておりました防災用毛布購入補助事業に係るコミュニティ助成事業、これは財団法人自治総合センターのものでありますが、この助成事業が不採択となったということによる減額でございます。不採択の理由につきましては、詳しくは示されておりませんが、もともと事業枠が非常に小さいということと、あるいは災害危険地帯を優先的に採択したものであるというふうに考えてございます。

それから最後に、20款町債、1項町債、1目過疎対策事業債では、既定額に400万円の追加で、内容につきましては地方債補正で説明させていただきましたので、省略をさせていただきますと思います。

5ページでございます。歳入合計、既定額に1,635万5,000円を追加し、28億4,238万8,000円とするものでございます。

以上、歳入歳出のバランスをとっておりますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 地方債のところでの歯科診療所増改修事業が400万円ふえたそのわけを伺いたいと思います。設計の内容が変更になったのでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） これにつきましては、改修事業となっておりますけれども、改修事業の備品の購入費、歯科診療所の備品の購入費の財源充当といたしまして過疎債を充てるということからしたものでありまして、当初の執行内容と変更があったものではありません。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 今のご説明ですと、備品の購入というのが歯科診療所増改修事業と直接関係ないような気はするのですが、どうなのでしょう。よくわかりませんが。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） 足りなければ保健福祉課長からお願いをしたいと思いますけれども、先ほど説明いたしましたとおり、備品というのは歯科デジタルレントゲン装置ということでございまして、建物に恐らく付随するような形で設置されるのではないかなと思います。それで、地域づくり総合交付金の備品対象は500万円以上のためにこの財源を過疎債のほうへ振りかえたということでありまして、中身に変更はないということでございます。

（何事か呼ぶ者あり）

○総務課長（和田行雄君） 大変失礼しました。地域づくり総合交付金の備品対象として予算計上はしていなかったということでございます。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 歯科診療所の関係については、歯科診療の増築改修工事で1,000万円、それからデジタルのカメラの購入で400万円と、これを計上していたわけでありまして、歯科診療所の増設改修工事については過疎債、それからデジタルカメラについては一般財源で予算措置をさせていただいて、何とか総合交付金の対象にしようやと、こういうことで内々で内部で協議をしましたけれども、さっき総務課長が言ったように備品については500万以上でないといけないと、そういうことで総合交付金の対象にならないということで過疎債に持っていったと。そして、今回1,000万円の過疎債を1,400万円に増額をしたと、こういうことでご理解をいただければと思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） コミュニティ助成金が不採択になったということで、それはやむを得ないと思うのです。ただ、総体的な一般会計の中で防災関係経費というのはやっぱりこれが防災毛布の購入というのでいささか防災に対する町の姿勢も見えたとか、そうい

うふうに感じたのだけれども、これだめになったらあと何が残るのですか。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） 補助金のほうはだめになりましたけれども、一般財源で町政執行方針どおり執行したいというふうを考えております。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） 毛布の関係については、200万円購入をしたいということで、200万円コミュニティの補助金を当て込んでいたと。それが補助金がだめになりましたので、繰越金200万円を充当して、支出は動かしていませんから、収入の財源だけを繰越金で処置をしていると、こういうことをご理解をいただければいいことであります。

○議長（村山義明君） 山本さん。

○6番（山本得恵君） 9ページの観光看板整備工事50万円というのがありますけれども、これは国道沿いに4基ですか……

（「寿公園」と呼ぶ者あり）

○6番（山本得恵君） これ寿公園の看板だけですか。

（「寿公園にある」と呼ぶ者あり）

○6番（山本得恵君） 看板だけ。そうですか、ではわかりました。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○2番（細谷久雄君） 産業建設課の補正予算説明書の3ページ、有害鳥獣対策費、補正の理由、エゾシカ捕獲数500頭と設定して報償金を追加補正すると書いてありますが、エゾシカ捕獲数500頭の設定についてお聞きします。

平成24年度のエゾシカの捕獲数、駆除数は453頭で、この頭数に基づいて500頭の設定をしたと思うのですけれども、453頭の中にはエゾシカの一斉駆除、5月の25、26、27日、3日間で52頭、10月の27、28、2日間で23頭と5日間で75頭、全体の453頭の16.6%を占めています。ことしはまだ一斉駆除が実施されていないのが現状ですが、一般質問でも東海林議員が言われましたが、ハンターの負担がかからない一斉駆除を年2回ぐらい実施する必要があると思うのですが、実施する計画があるのかお伺いします。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 平成24年度につきましては、議員が言われたように春と秋2回の一斉駆除を実施しておりますけれども、今年度については、去年は春に行いましたけれども、春の実施については見送っております、秋については今後中山間の直接支払事業のほうでも予定をしておりますので、まだ具体的にどういうふうに進めるかということは協議をしておりますけれども、実施する方向で検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○2番（細谷久雄君） ただいまのご答弁で実施するというのを聞いたのですけれども、

もっと産業建設課の中で野生のエゾシカのことを考えなければだめです。今6月になったらもうこっごが出ているのです。ということは、5月中にたたいておかないと、これは毎年やっても同じなのです。だから、やるのだったら、春2回やるのだったら5月中にまず雌をたたく。今も本当に二、三日前から見ているけれども、小さい子供はもう出てきているのだ。それ出てきたらもう終わりなのです。倍なのです。だから、やるのだったら5月中にたたく、それをちょっと検討してほしいなと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 今年度は、理由の一つとして春の段階で低温だとか雪解けが遅かったということで、草地の影響等もあって、そういったことも含めて今まで実施できなかったということもございますけれども、今後の実施に向けた検討については、猟友会等の皆さんとも十分協議をさせていただいて、助言もいただきながら、どういった形が望ましいのかということを確認させていただいた上で検討させていただきたいということでご理解をお願いいたします。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） エゾシカの関係で一般質問した者として、今ハンターでもある細谷議員に言わせるのは酷だと思っております、本来は。だから、これは町長頭痛くなっていると思うけれども、狩猟時期がいつがいいのかも知らないでやっているということではないと思うのだ、わかっていると思うのです。だとすれば事前に、それ以前に、今から猟友会と協議するのではなくて、いつ駆除すべき時期なのか相談するのは3月でもできるのではないですか。だから、そういうように指摘されるようなことをしないように、みんな立派な管理職なのだから、そんなつまらないことで議会で指摘されないように、ことしは初めて500という大目標も立てたわけだから、なおさら効果的な捕獲をしなければならぬわけでしょう。それをハンターである細谷議員に言われているようではちょっとお粗末過ぎると思うので、町長、その辺職員指導も含めて答弁してください。

○議長（村山義明君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 細谷議員から、東海林議員からいろいろ話ありましたが、時期的な問題としてはことしは時期を喪失しているような気もいたしますから、来年からそういうことの一斉駆除を実施できるように早くから猟友会等々と協議をするように指示をいたします。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） 1点お伺いします。

酪農研修生受け入れ住宅なのですけれども、今回たまたま松音知地区に就農するがためにこの住宅等を改修工事するのでなからうかと思っておりますけれども、この方が就農した場合はここあきますよね。この場所を今後核として回って歩くのか。要するに今後来たら、就農希望者が来た場合ここに住まわせて、そちらから各地区のほうに、対象の農家のほうに回るのかどうかお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 今回北海道農業担い手センターの補助事業を活用します。酪農研修生受け入れ住宅として補助をいただくということでございますので、基本的には将来にわたって酪農研修生の受け入れ住宅ということでの活用になろうということでございますので、今回松音知に研修予定者が入る予定でありますけれども、その方の研修が終わった以降新たな研修生が、予定者があらわれれば、ここを拠点とすることに基本的にはなろうかなというふうには思います。

○議長（村山義明君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第44号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号 平成25年度中頓別町一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第45号

○議長（村山義明君） 日程第17、議案第45号 平成25年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第45号 平成25年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算につきましては、大川学校長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 大川自動車学校長。

○自動車学校長（大川勝弘君） それでは、議案第45号についてご説明をいたします。

議案第45号 平成25年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算、1ページをお開きください。平成25年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算。

25年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ441万を追加をし、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ3,692万5,000円とする。

なお、後ろのそれぞれの前に歳入歳出という文言が漏れておりますので、訂正してください。



第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年6月17日提出、中頓別町長、野邑智雄。

それでは、事項別明細書、歳出からご説明をいたします。3ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額に441万円を追加をし、3,692万5,000円とするもので、18節の備品購入費で老朽化した大型特殊教習車の購入を計上するものでございます。

続いて、歳入についてご説明をいたします。4款1項1目繰入金、1節一般会計繰入金として新たに441万円を計上し、大型特殊教習車の購入財源とするものでございます。

戻って2ページ、歳入歳出の既定額に441万円を追加をし、合計3,692万5,000円とし、収支のバランスをとっておりますので、よろしく審議のほどをいただきたく、お願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 大型特殊車で、平成2年度で、これ大きさがちょっと私もこれだけ見たのではわからないので、440万円というというのは妥当なのかどうなのか。平成2年だから23年経過した車両ということになるので、中古車なので、なかなか物を探すのもそうたくさんないのかなとは思うのですけれども、この購入に当たっていろんなメーカー等を比較検討されたのかどうかちょっとお聞きしたい。

それと、かなり古いショベルなのですけれども、その処理はどうされるのかお聞きします。

○議長（村山義明君） 大川自動車学校長。

○自動車学校長（大川勝弘君） ご説明いたします。

検討されたかどうかということなのですが、一番最初にインターネットで調べましたところ兵庫県に、昭和61年です、これより古いです。それで約400万円。それで、それを最初購入しようと思ったのですが、道内にないかということで、そこで中頓別の日立建機レック株式会社中頓別営業所、阿保さんに探してもらったところ札幌白石区にこれがあったのです。これが平成2年で、今言ったとおり確かに古いのですが、阿保さんに聞くと大特というのは幾ら古くなくても値段が下がらないということなのです。ということになっています。それで、道外から来るものは約399万8,000円、2,000円しか違いません。それで、2年こっちのほうが新しいわけです。そして、向こうからそれを買うと運搬費が77万円ぐらいかかる。補助ブレーキはついているのですが、車検がないということで、車検をとったらまた何十万円もかかる。優に500万円を超すということで、こっちの白石のほうのものは補助ブレーキはつけなければいけないのですが、全部入れて441万円ぐらいでできるという見込みになっております。

それで、補助ブレーキの改造費とか全部負担するというので、これで話を進めている次第です。

以上です。

(「古い車両」と呼ぶ者あり)

○自動車学校長(大川勝弘君) 古い車両につきましては、まだそこまで検討しておりませんが、新しいものが来たら当然廃車にするしかないと思います。しかし、私の一存では決められませんので、町長と相談をしないとちょっとわかりません。

それに今現在の状況として、この古いほうは3年前までは部品は稚内市の北海道川重建機株式会社稚内支店とか、株式会社宝島テクノサービス中頓別支店に頼んでも全国あちこち探してもらって何とかあったのです。だけれども、去年あたりから部品もないと。全国でもこの車両を使っているところはないと言われてまして、それで人間でいえばもう100歳超しているのではないのかということで、いろいろやったのですけれども、ことし5月の学生については6名おりました。3人は何とか卒業させたのです。だけれども、3人目からオイルの漏れが激しくて、もう使えないということで今とめております。それで、学生が今入所待ちが3人、それから問い合わせが3人ほど来ています。この状態が続きますと、みんな稚内市とか名寄市に流れてしまうという可能性が強いと思います。

以上です。

○議長(村山義明君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第45号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号 平成25年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

#### ◎諮問第1号

○議長(村山義明君) 日程第18、諮問第1号 人権擁護委員候補者に対する意見の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野邑智雄君) 諮問第1号 人権擁護委員候補者に対する意見について。

下記の者を人権擁護委員として推薦をしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求める。

記、住所、枝幸郡中頓別町字中頓別164番地。氏名、石井英正。生年月日は、昭和24年3月6日生まれの64歳であります。

石井英正さんは、僧侶として広く社会の実情に通じ、また地域住民からの信望も厚く、平成4年から人権擁護委員として活動されていることから、引き続き人権擁護委員として推薦をしたいと思っておりますので、ご意見をいただきたいと思っております。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

本件については、討論を省略いたします。

これより諮問第1号 人権擁護委員候補者に対する意見の件を採決いたします。

本件は、適任と答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は適任と答申することに決しました。

#### ◎諮問第2号

○議長（村山義明君） 日程第19、諮問第2号 人権擁護委員候補者に対する意見の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 諮問第2号 人権擁護委員候補者に対する意見について。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求める。

記、住所、枝幸郡中頓別町字中頓別158番地。氏名、藤田淳麿。生年月日、昭和40年7月14日生まれの47歳であります。

人権擁護委員である角川拓雄さんが一身上の都合によって9月の任期満了により退任したいとの申し出によりまして、後任として藤田淳麿さんを提案するものであります。藤田淳麿さんは、寺院の副住職を務める傍ら、ボランティア活動や福祉活動に積極的に参加され、住民が安心して生活することができる環境づくりに努めてきた人物であります。また、平成7年からは社会福祉協議会の事務局長としても務められ、住民の信望も厚いことから人権擁護委員として適任者と考え、推薦をしたいと思っておりますので、ご意見をいただきたいと思っております。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

本件については、討論を省略いたします。

これより諮問第2号 人権擁護委員候補者に対する意見の件を採決いたします。

本件は、適任と答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は適任と答申することに決しました。

#### ◎選挙第1号

○議長（村山義明君） 日程第20、選挙第1号 選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。

この選挙は、地方自治法第182条第8項の規定により、中頓別町選挙管理委員会委員長から選挙管理委員会委員補充員が全てなくなった旨の通知があったため、同条第2項の規定に基づき4名を選ぶものです。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時22分

再開 午後 4時24分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

お手元に配付した名簿のとおり、選挙管理委員会委員補充員には第1順位、丸山博光さん、第2順位、平中静江さん、第3順位、相馬祥子さん、第4順位、ボーセン仁美さん、以上の4名を指名いたします。

ただいま指名した4名の方を選挙管理委員会委員補充員の当選人と決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙管理委員会委員補充員には第1順位、丸山博光さん、第2順位、平中静江さん、第3順位、相馬祥子さん、第4順位、ポーセン仁美さんが当選しました。

ただいま発議第4号 地方交付税削減に反対する意見書（案）が提出されました。この取り扱いについて審議する議会運営委員会開催のため、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時25分

再開 午後 4時35分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

#### ◎議会運営委員会報告

○議長（村山義明君） 議会運営委員会報告を求めます。

東海林さん。

○議会運営委員長（東海林繁幸君） 議会運営委員会の報告をいたします。

先ほど地方交付税削減に反対する意見書（案）の発議がございました。取り扱いについて議会運営委員会を開催しましたところ、内容、文言についての妥当性を認め、本会議議決を提案いたしました。

以上でございます。

#### ◎日程の追加

○議長（村山義明君） お諮りします。

ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、発議第4号 地方交付税削減に反対する意見書（案）を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号 地方交付税削減に反対する意見書（案）を日程に追加し、追加日程第1とすることに決定しました。

#### ◎発議第4号

○議長（村山義明君） 追加日程第1、発議第4号 地方交付税削減に反対する意見書（案）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 急な意見書提出に伴って議会の皆様のご協力を得たことをまず

もってお礼申し上げます。

それでは、読み上げて説明いたします。

発議第4号。

中頓別町議会議長、村山義明様。

提出者、中頓別町議会議員、柳澤雅宏。賛成者、同じく、宮崎泰宗。

地方交付税削減に反対する意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

#### 地方交付税削減に反対する意見書（案）

平成25年度地方公務員給与の7月からの引下げを前提とした改正地方交付税法が去る3月29日に成立したところであります。

使途の自由な地方交付税を減額し、使途に縛りのある財政措置に置き換えることは自治体の自由裁量枠を著しく制限するだけでなく、地方分権を否定する行為であります。

そもそも地方公務員の給与は、公平・中立な知見を踏まえつつ住民の意思や議会の同意に基づき地方が自主的・弾力的に決定すべきものであり、国が地方公務員の給与削減を強制することは、地方自治の根幹に関わる問題であります。

そのため、地方の固有財源である地方交付税を減額するという手段は断じて認められません。

地方自治体は、職員給与の独自削減、職員数の大幅な削減、行政機能のアウトソーシングなど、様々な行革努力を国に先んじて推し進めてきました。

その自治体の努力を政府は考慮すべきであります。

本来、給与は地方公務員法により、個々の自治体の条例に基づき、自主的に決定されるものであり、その自主性を侵すことは断じて認めることはできません。

今後、ラスパイレス指数のあり方を含め、給与と手当の総合的な比較を行い、早急に「国と地方の協議の場」等において十分協議することを要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年6月17日、北海道中頓別町議会議長、村山義明。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、内閣官房長官。

以上であります。よろしくご審議いただき、ご採決いただきますようお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第4号 地方交付税削減に反対する意見書（案）を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号 地方交付税削減に反対する意見書（案）は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査について

○議長（村山義明君） 日程第21、閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員会、いきいきふるさと常任委員会の各委員長からお手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。本件については、各委員長申し出のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の議決

○議長（村山義明君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎議案の文言整理について

○議長（村山義明君） お諮りします。

このたびの定例会で議決された議案について、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

したがって、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理は議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（村山義明君） これで本日の会議を閉じます。

平成25年第2回中頓別町議会定例会を閉会します。

(午後 4時42分)



上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員